



第3次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和3年度 年次報告書



～認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里～

丹 波 市

目 次

第3次丹波市男女共同参画計画 令和3年度年次報告書について	・ ・ ・	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	・ ・ ・	2
1 施策の体系	・ ・ ・	2
2 基本目標ごとの評価まとめ	・ ・ ・	3
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・ ・ ・	3
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・ ・ ・	7
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・ ・ ・	11
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・ ・ ・	13
3 数値目標の実績値一覧	・ ・ ・	18
4 自己評価一覧（体系別による施策数）	・ ・ ・	20
第2部 施策の実施状況	・ ・ ・	21
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・ ・ ・	22
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・ ・ ・	26
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・ ・ ・	33
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・ ・ ・	38
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	・ ・ ・	47
第4部 審議会からの意見	・ ・ ・	48

第3次丹波市男女共同参画計画 令和3年度年次報告書について

1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第3次丹波市男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

2 本報告書の構成

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第3次丹波市男女共同参画計画（丹（まごころ）の里 ハーモニープラン）においては、基本理念「認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里」のもと、「1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり」、「3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり」、「4 健やかに安心して暮らせる社会づくり」の4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目のもと様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和3年度の主な推進状況を、4つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

【基礎データ】：主な推進状況の推移をグラフ等で示した。

【数値目標】：本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標を設定しており、その目標について令和3年度における実績をまとめた。

【自己評価欄】：基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。

【自己評価の基準】

- A：実施済みで十分に成果を上げている。
- B：実施済みである程度成果を上げている。
- C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。
- D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】：令和3年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和3年度実績と成果、評価、課題と今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和3年度の対応状況について報告するものである。

第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

1 施策の体系

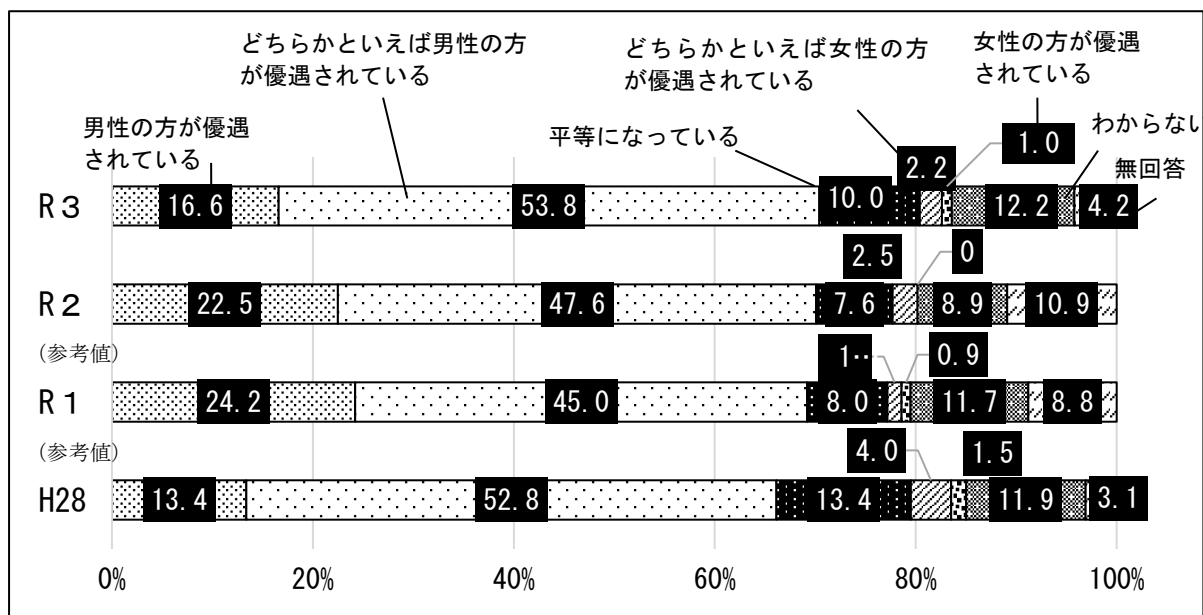
基本目標	基本方針	推進項目
1 男女共同参画社会 の実現に向けた 基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画に関する情報提供の充実 ③固定的性別役割分担意識の解消 ④自治会男女共同参画推進員の活動支援
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	①男女共同参画に関する教育の充実 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③教職員に対する研修の充実
	(3) 推進体制の整備	①男女共同参画の実現に向けた条例の制定 ②男女共同参画を推進する拠点施設の整備
2 あらゆる分野において男女が ともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進	①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 ②農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等委員への女性の積極的登用 ②市役所管理職への女性職員の登用促進 ③事業所における方針決定過程への女性の参画促進
	(3) 女性の能力発揮に対する支援	①継続就業・再就業・起業に対する支援 ②女性リーダーの育成 ③女性のネットワークづくりへの支援
	(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	①自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり ②男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援
3 仕事と生活の 調和が図れる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	①意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進 ②男性の家事・育児・介護への参画促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	①育児・介護休業制度の整備と活用の促進 ②多様な働き方に対する支援 ③子育て・介護支援の充実
4 健やかに安心して暮らせる 社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶	①DV対策の推進 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③各種相談体制の充実 ④性的マイノリティに関する理解の促進
	(3) 生涯にわたる健康づくり支援	①男女の心身の健康保持・増進への支援 ②妊娠・出産等に関する支援の充実
	(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

2 基本目標ごとの評価まとめ

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

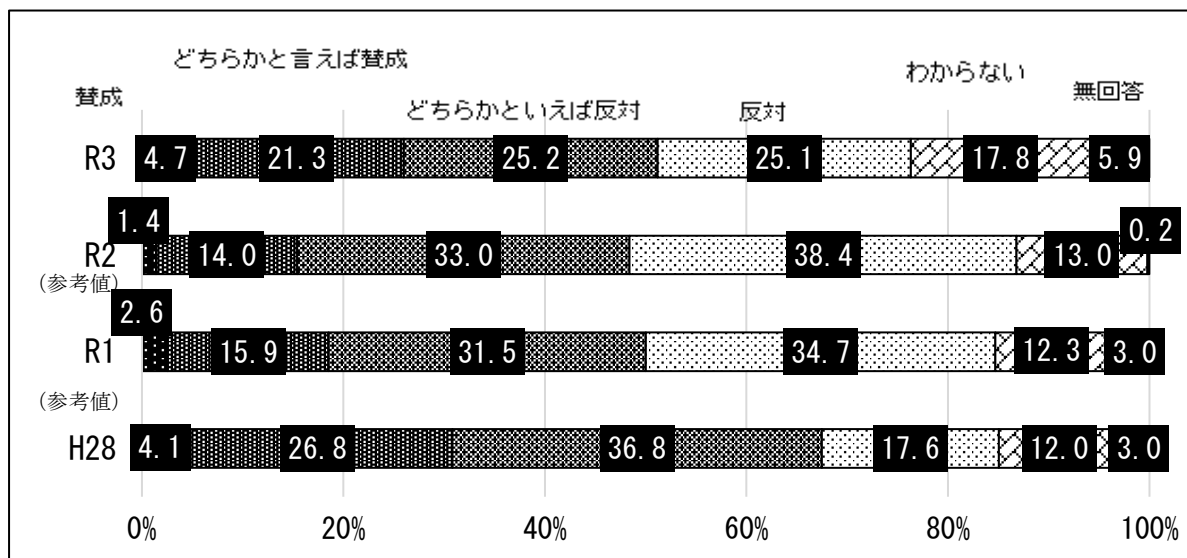
家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

【基礎データ】 男女の地位の平等感：経年比較（参考）



（資料）R1、R2：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

固定的な性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」：経年比較（参考）



（資料）R1、R2：生涯学習活動に関するアンケート H28、R3：丹波市男女共同参画市民意識調査

[注意] ・出所資料が異なるため、R1・2年度の値は参考値としています。（4頁を参照してください。）

・統計データの割合は端数処理のため、合計が100にならないこともあります。（ほかのグラフも同様）

【注意】R 1・2 年度実績値の「参考値」表記について

R 1・2 年度の実績値を得た調査（市民意識アンケート、生涯学習活動に関するアンケート）は、下記のとおり、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象者の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R 1・2 年度の実績値を「参考値」とする。

R 1・2 市民意識アンケート【財政課取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（20～80 歳、1000 人）
R 1・2 生涯学習活動に関するアンケート【市民活動課取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（20 歳以上、1000 人）
H28・R 3 丹波市男女共同参画市民意識調査【人権啓発センター取りまとめ】
・住民基本台帳から無作為抽出（18 歳以上、1000 人）
・抽出にあたり、年代別で人口規模に違いがあることから抽出人数に格差が発生し、集計・分析に必要なサンプル数が十分得られない可能性があった。
・そのため、年齢層ごとに必要な数を得るため、年齢構成上人口の少ない 10 歳代並びに 20～30 歳代の抽出率を高めた対象者数を設定し抽出した。
・集計時に、各年代層の人口構成を反映させるため、年代ごとの回収数に応じた補正係数（ウェイト値）を求め、有効回答数に反映させた。

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(R 1)	(R 2)	(R 3)	
社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	8.0% (参考値)	7.6% (参考値)	10.0%	30.0%
固定的性別役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	66.2% (参考値)	71.4% (参考値)	50.3%	60.0%
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	17.4%	6.4%	13.0%	30.0%
学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	12.1%	13.8%	13.8%	22.0% (R 7 年度)

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 1				R 2				R 3				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)男女共同参画に 対する意識の定着	4	2	3	0	4	1	4	0	4	2	3	0	9 (H30は14)
(2)男女共同参画の 視点に立った学校 教育の推進	0	4	0	0	0	4	0	0	1	3	0	0	4
(3)推進体制の整備	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 毎年行っている「男女共同参画講演会」に加え、男女共同参画について様々なテーマを題材に基礎的なことを学ぶ「男女共同参画基礎講座」（5回シリーズ）などを開催し、男女共同参画に対する意識啓発を進めた。
- 女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など男女共同参画に関する図書や資料を幅広く揃え、閲覧・貸出した。また、所蔵図書について広報するため「図書コーナーからのお知らせ」を年6回発行した。
- 「男女共同参画センターだより」を年3回発行し、専門家による寄稿文や、相談や講座・セミナー開催のお知らせ、事業実施報告、活動団体紹介などの記事を掲載し、啓発を図った。
- 自治会男女共同参画推進員全員を対象とした研修会を開催し、学習の機会を提供した。また、学習教材の貸出を行い、自治会等での活動を支援した。
- 学校管理職登用促進のスクールリーダー研修会を年間3回実施し、女性教職員の管理職試験の受験促進に努めた。次期管理職候補である主幹教諭登用試験受験者の割合が増加傾向にある。（R3年度：47.0%→R4年度：66.7%）
- 男女共同参画センターの活用について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用制限があり、来館者数に大幅な伸びがなかったが、個人や地域の学びを止めないために、少人数やオンラインによる講座を開催することなどにより、利用促進を図った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 男女の地位の平等感について、「平等」であると考える割合は10.0%で計画策定時より低下している。70.4%が「男性の方が優遇されている」と考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けないことがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。

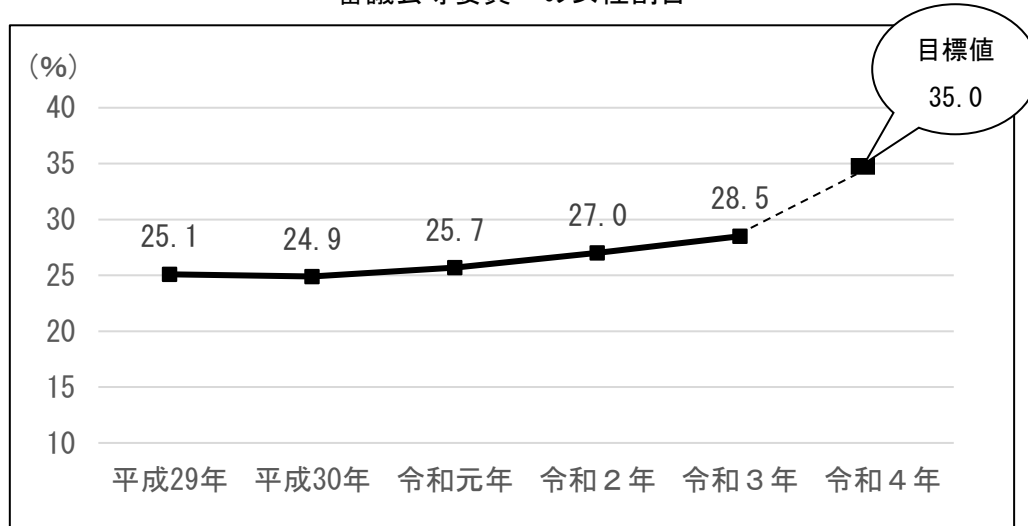
- 固定的な性別役割分担意識について、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が 26.0%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が 50.3%であり、「反対」の方が 24.3 ポイント高くなっている。性別・年齢別で見ると、男性、70 歳代で賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。
- 男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標数値未達成となった。引き続き支援メニューを検討し、推進員との連携を図り、活動割合が増加するよう取組を進める
- 女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にあり、受験者も微増傾向である。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職比は 13.8%という現状にあり、計画的な登用を推進していく。

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

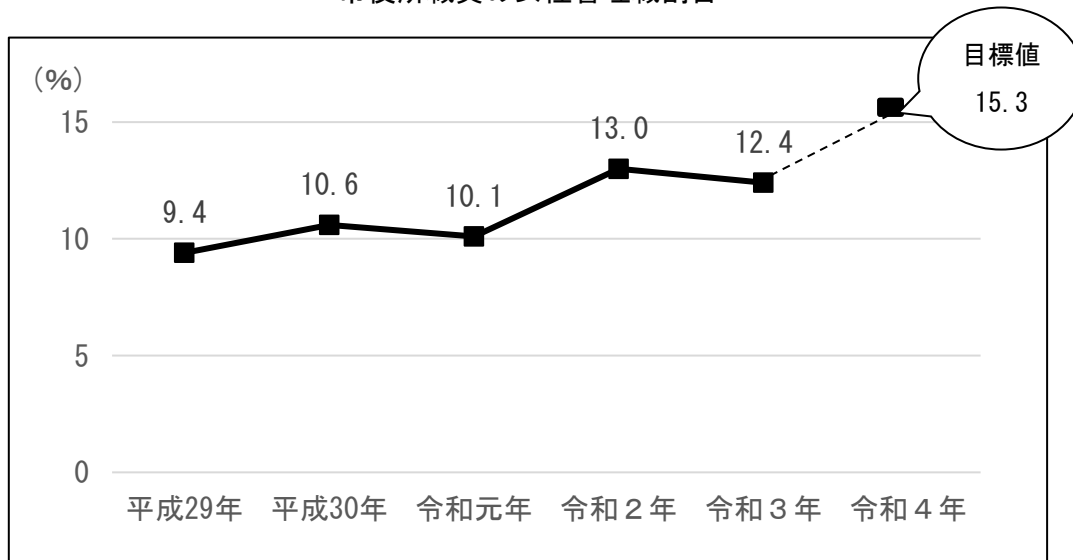
【基礎データ】

審議会等委員への女性割合



(資料) 丹波市人権啓発センター調べ

市役所職員の女性管理職割合



(資料) 丹波市職員課調べ

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(R 1)	(R 2)	(R 3)	
男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	19.3%	15.2%	22.1%	30.0%
女性の活躍推進に関する協定締結事業所数（累計）	17 事業所 (H29)	50 事業所	52 事業所	58 事業所	60 事業所
審議会等委員の女性割合	25.1% (H29)	25.7%	27.0%	28.5%	35.0%
女性農業委員数	1 人 (H29)	1 人	1 人	1 人	3 人
市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29)	10.1%	13.0%	12.4%	15.3%
男女共同参画センター登録団体数	—	1 団体	3 団体	3 団体	30 団体
自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	9.7% (参考値)	8.1% (参考値)	19.7%	30.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 1				R 2				R 3				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) 働く場における男女共同参画の推進	2	4	2	0	3	3	2	0	2	4	2	0	8
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	0	4	2	1	0	3	2	2	0	3	2	2	7
(3) 女性の能力発揮に対する支援	4	3	3	1	3	4	3	1	3	3	4	1	11
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	1	6	0	0	1	6	0	0	3	3	1	0	7

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 女性の職業生活における活躍推進に積極的に取り組む事業所と「女性の活躍の推進に関する協定」を令和3年度は新たに6社締結するとともに、女性が仕事を通じて活躍できる職場づくりに必要な経費の一部を補助するなど、職場における女性活躍の推進を支援した。
- 女性農業者をつなぐ組織「丹波根っこの会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動縮小を余儀なくされる中、SNSを活用した会員同士の情報交換や、インボイス制度の研修会を実施するなど、資質向上に取り組んだ。
- 審議会等委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、要領に基づき、審議会等を設置又委員の改選を行う際に、女性の登用割合が35%を下回らないように事前協議による確認を行い、女性委員のいない審議会の解消や審議会等委員への女性の登用を推進した。
- 「チャレンジ相談」や「働き方セミナー」を実施し、女性の就業に関する学習機会の提供を行った。
- 就職面接会（社会福祉法人就職フェア）に参加し、女性有資格者福祉人材バンクへの登録推進や福祉人材支援補助金制度について周知し、出産や子育て等家庭の事情により離職中の女性有資格者の活躍を支援した。
- 兵庫労働局と締結している雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターを巡回し、子育て中の保護者を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を21回実施し、就業支援に取り組んだ。
- 起業をめざす市民を支援する「Bizステーションたんば」において、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを実施した。
- 様々な分野で活躍する先輩女性の話を聴き、自分のキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回実施し、人材育成を図るとともに、交流やネットワークづくりの場を提供した。
- 言語の障壁等で生活に支障をきたしている在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳などの生活支援を実施した。また、通訳者つきで日常生活の悩みについて相談できる「外国人のためのなんでも相談会」を行った。
- いきいき百歳体操や有償ボランティア（くらし応援隊）の活動を担う人材の育成に取り組んだ。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

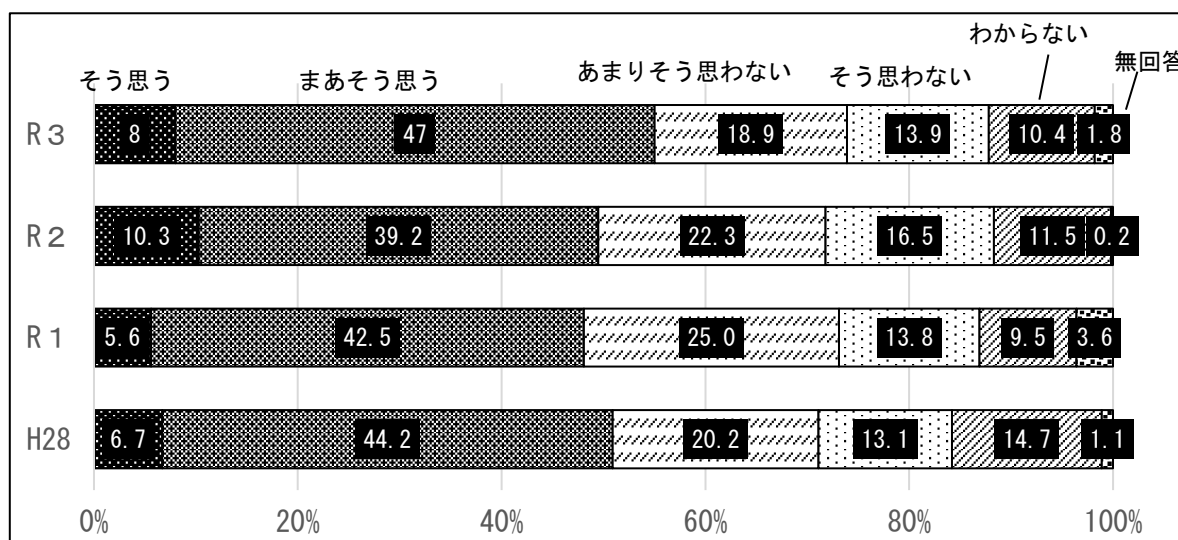
- 男女共同参画センターの認知度について、「機能を良く知っている」「大体知っている」は22.1%であった。約4割(39.2%)が「言葉は聞いたことがある」、「知らない」が36.5%となっており、各種取組を進めセンターの役割を浸透させる。
- 女性の活躍推進に関する協定締結事業所数は、累計58事業所となった。目標数値達成に向け、今後も引き続き制度の周知に努め、意識改革に取り組む。
- 審議会等委員への女性登用について、前年度比1.5%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
- 各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募が少ない主な要因と考える。次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRし、農業委員会への女性参画を促進する。
- 市役所女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
- 市民プラザ登録団体64団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は3団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。
- 地域活動における男女の平等感について、令和3年度は、「平等」と考える割合は19.7%で、計画策定時より増加している。しかしながら、49.4%が「男性の方が優遇されている」と考えており、地域活動においても、市民感覚では依然男性中心の構造にあると捉えられている。意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

基本目標 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力が発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

【基礎データ】

ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える割合（経年比較）



（資料）市民意識アンケート

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値(H28)	実績値			数値目標 (R4)
		(R1)	(R2)	(R3)	
ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	20.6%	40.0%
ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	48.1%	49.5%	55.0%	60.0%
週労働時間 60 時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	2.6%	5.0%
市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	1.92%	8.20%	10.0%
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	49.6%	40.4%	44.5%	55.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 1				R 2				R 3				実施 担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた意識改革	1	7	0	1	3	5	1	0	3	6	0	0	9
(2)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進	10	1	2	1	10	1	3	0	9	2	3	0	14

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

○子育て世代向けに、子育てと仕事の両立を支援するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進について広報・啓発した。

○仕事や家庭等における男性が抱える生きづらさを考えることをテーマにした講演会を開催し、男性の生き方を理解することができた。

○市役所においては、積極的な年休取得や夏季休暇取得、ノー残業デーの推奨により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方に対する意識改革を図った。また、テレワーク導入に向けた協議を進め、試行運用を開始した。

○保護者の仕事と子育ての両立及び、一層の保育サービスの充実を図るため、長年の懸案事項であった病児保育(病後児対応型)を開設することが出来た。

○市内6箇所の子育て学習センターでは、子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

○「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は55.0%と、前年度より5.5ポイント高くなっており、「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の高まりが進みつつある。

○市役所における男性育児休業取得率については、令和3年度は4名の取得があり8.2%となった。引き続き、育児休業(部分休業)制度の周知や育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。

○子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援にも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。

基本目標 4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

DVや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

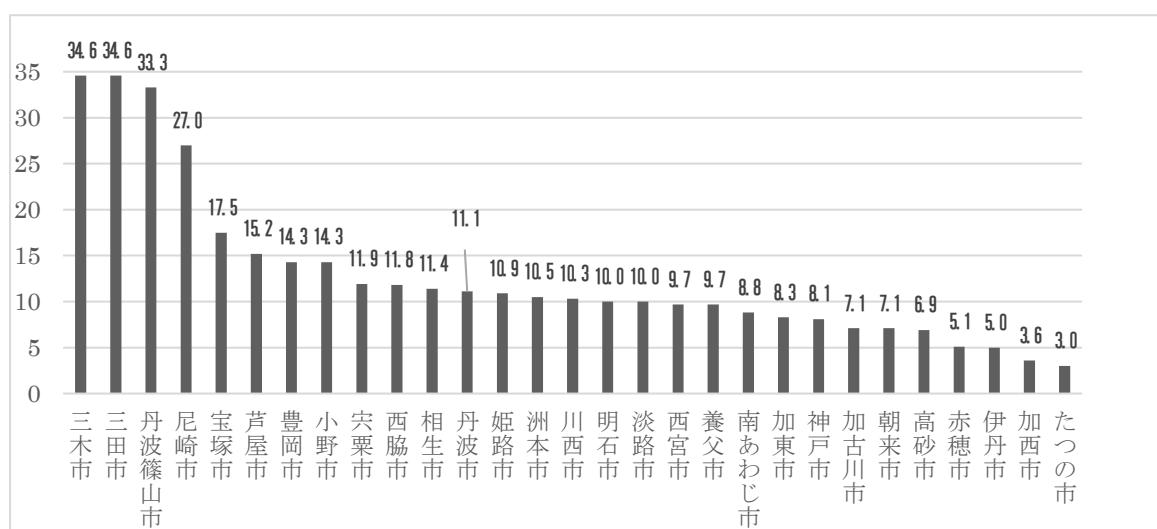
【基礎データ】

DV相談件数

年度	計画策定時 H28	R 1	R 2	R 3
相談者数	5 人	24 人	24 人	23 人
来所	3 人	7 人	3 人	4 人
電話	2 人	4 人	8 人	14 人
その他	0 人	13 人	13 人	5 人
延相談回数	40 回	48 回	95 回	139 回
訪問	8 回	6 回	1 回	8 回
来所	13 回	6 回	17 回	40 回
電話	17 回	23 回	48 回	78 回
その他	2 回	13 回	29 回	13 回

(資料) 丹波市配偶者暴力相談支援センター調べ

防災会議への女性の登用状況（兵庫県内の市）



(資料) 「令和3年度 ひょうごの男女共同参画」より

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28)	実績値			数値目標 (R 4)
		(R 1)	(R 2)	(R 3)	
D V被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	25.2%	70.0%
D Vを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	59.0%	80.0%
住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	30.6%	28.7%	35.9%	42.0%
子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	13.9%	9.8%	16.9%	50.0% (R 7)
乳がん検診受診率（40～69 才までを対象）	14.4%	18.8%	12.2%	20.6%	60.0% (R 7)
女性消防団員数	10 人 (H29)	11 人	11 人	12 人	15 人

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	R 1				R 2				R 3				実施担当 課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1)あらゆる暴力の防止と根絶	6	5	0	0	7	4	0	0	7	4	0	0	11
(2)誰もが安心して暮らせる環境の整備	11	14	1	0	9	16	0	0	11	14	0	0	25 (H30・R 1は26)
(3)生涯にわたる健康づくり支援	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
(4)防災・防犯分野における男女共同参画の推進	1	3	2	1	1	1	3	2	1	0	4	2	7

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- DV被害者の相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員が相談に応じた。
- 警察や関係機関と連携を図り、適切に被害者支援を行った。令和3年度は23件の相談のうち、警察との連携が4件あった。また、庁内連携会議を開催し、DV基本計画の進捗状況を確認するとともに、職員を対象とした研修会を開催し、DVに対する知識を深めた。
- 国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」の期間を中心に、DV防止のパネルや図書の企画展示、FMラジオでの啓発番組放送、DV防止啓発講座の開催など、市民や地域等への普及啓発活動を行った。さらに、チラシ作成やセンターだよりで啓発を行った。
- 市内の中学生に対し、デートDVについての理解を深める授業を行った。
- FMラジオ放送や啓発冊子の配布などにより、パワーハラスメント防止の啓発を行った。
- 児童虐待について、家庭児童相談員を配置し、川西こども家庭センター等の関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。また、要保護児童対策地域協議会において、情報共有と包括的な支援を行った。また、リーフレットや啓発ミニカードを作成・配布し、相談機関の周知を図るとともに、11月の児童虐待防止推進月間には、FMラジオ放送、ポスター・のぼり旗・懸垂幕の掲示など重点的に啓発活動を行った。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等困難な立場に置かれている方が安心して暮らせるように、相談体制の充実や各種支援に取り組んだ。
- 広報紙やFMラジオで性的マイノリティについて理解を深める情報を発信し、市民へ意識啓発を図った。市内中学校や高校においては、性教育授業の中で性的マイノリティについて説明し、啓発を行った。
- 健康たんば21に基づき、こころのケア相談や各種健康検診・保健指導を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援した。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、助産師・心理士などによる相談や産後ケア事業（宿泊型・乳房ケア型）など、妊娠期から子育て期までの一貫した支援を実施した。
- 女性消防団が火災予防活動として、広報パトロールを実施し、防災意識の向上を図った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 丹波市配偶者暴力相談支援センターがDV相談の公的な窓口であることの周知をさらに図るとともに、専門員の資質向上を目指し、適切な支援を行う。

- 気軽に相談できる環境のひとつとして、生活課題を相談しあえる「支えあい推進会議」の設置や活動を地域支えあい推進員と共に進めていく。
- がん検診受診率の向上に向けては、広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。また乳がん検診では、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
- 女性消防団員について、市内の事業所へ募ったり、女性消防団員の活動内容等を広報紙等で紹介し、新規団員の確保に努める。



3 数値目標の実績値一覧

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値			数値目標 (R 4年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	目標達成に向けた課題と今後の方向性
					(R元年度)	(R 2年度)	(R 3年度)				
1	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	8.0% (参考値)	7.6% (参考値)	10.0%	30.0%	H28年度、R3年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度、R2年度値：生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	少なくとも30%以上の市民が男女平等と感じることを目標とする。	「平等」であると考えてる割合が計画策定時より低下している。年代が高くなるにつれて「男性の方が優遇されている」と考える割合も高くなっている。性別による差別的取扱いを受けることがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。
		2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	66.2% (参考値)	71.4% (参考値)	50.3%	60.0%	H28年度、R3年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度、R2年度値：市民意識アンケート（人権啓発センター）	固定的役割分担意識の解消を進め、60%の人が反対するという状態に向上させることを目標とする。	「賛成」の割合が26.0%、「反対」の割合が53.4%であり、「反対」の方が27.6ポイント高くなっている。しかし属性で見ると、男性・70歳代に賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。
		3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	17.4%	6.4%	13.0%	30.0%	人権啓発センター調べ	丹波市総合計画の目標値	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域での活動が縮小されていたが、人が集まらなくてもできる活動が行われている。引き続き活動に関する情報提供を行い、活動割合が増加するよう取組を進める。
		4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	12.1%	13.8%	13.8%	22.0% (R7年度)	兵庫県教育委員会(学校教育課)	第2次男女共同参画教職員ひょうごプランの目標値	女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にあり、受験者も微増傾向である。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職比は13.8%という現状にあり、計画的な登用を推進していく。
2	あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	—	19.3%	15.2%	22.1%	30.0%	生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	開設3年後に30%の認知度を目標とする。	認知度が上がっている。しかし、「言葉は聞いたことがある」(39.2%)、「知らない」(36.5%)の割合の方が高くなっているため、各種取組を進めセンターの役割を浸透させる。
		6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数（累計）	17事業所 (H29年度)	50事業所	52事業所	58事業所	60事業所	新産業創造課調べ	毎年度15事業所との協定締結を目標とする。	女性活躍推進設備投資補助金が、令和3年度で発展的に終了している。
		7	審議会等委員の女性割合	25.1% (H29年度)	25.7%	27.0%	28.5%	35.0%	人権啓発センター調べ	審議会等の女性委員の登用割合を35%以上に増加させることを目標とする。	前年度比1.5%増となった。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
		8	女性農業委員数	1人 (H29年度)	1人	1人	1人	3人	農業委員会調べ	農業委員24名のうち、女性委員を1名から3名に増やすことを目標とする。	各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募の少ない主な要因と考える。次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRする。
		9	市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29年度)	10.1%	13.0%	12.4%	15.3%	職員課調べ	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
		10	男女共同参画センター登録団体数	—	1団体	3団体	3団体	30団体	人権啓発センター調べ	開設後3年以内に30団体の登録を目標とする。	市民プラザ登録団体64団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は3団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。また、地域で活動する団体を把握し支援する。
		11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	9.7% (参考値)	8.1% (参考値)	19.7%	30.0%	H28年度、R3年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度、R2年度値：生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	少なくとも30%以上の市民が男女平等と感じることを目標とする。	計画策定時と比べると「平等」と考える割合が3.0ポイント高くなっている。また、「男性の方が優遇されている」と考える割合が49.4%になっていることから、さらなる意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう、学習会に取り組む。

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値			数値目標 (R 4年度)	出所(担当課)	算出方法・考え方	目標達成に向けた課題と今後の方向性
					(R元年度)	(R 2年度)	(R 3年度)				
3	仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	20.6%	40.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するなど、40%の人がワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っている状態に向上させることを目標とする。	計画策定時と比べると5.8ポイント割合が高くなっており、認知度が上がっている。さらに認知度を上げるための啓発を行う。
		13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	48.1%	49.5%	55.0%	60.0%	市民意識アンケート（人権啓発センター）	丹波市総合計画の目標値	前年度より5.5ポイント高くなっており「ワーク・ライフ・バランス」に対する意識の高まりが進みつつある。引き続き取組を進める。
		14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	2.6%	5.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、長時間労働者の割合を半減させることを目標とする。	ワーク・ライフ・バランスに関する法制度の改正、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、働き方が見直され長時間労働者が減少していると考えられる。
		15	市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	1.92%	8.2%	10.0%	職員課調べ	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の目標値	育児休業（部分休業）制度の周知や育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。
		16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	49.6%	40.4%	44.5%	55.0%	子育て支援課調べ	市の子育て支援施策や環境に対して満足している人の割合を40%に増加させることを目標とする。	子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画にのっとり事業展開を行い、子ども・子育て会議において進捗管理を行っていく。特に仕事と子育ての両立支援などにも重点をおいた施策を検討し、総合的な子育て支援施策の充実を図る。
4	健やかに安心して暮らせる社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	25.2%	70.0%	丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	DV相談窓口の周知を図り、DV被害を受けた人のうち相談した人の割合を70%に増加させることを目標とする。	DVに関する公的な相談窓口の周知を図るとともに、DVに対する正しい知識の啓発を図る。
		18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	59.0%	80.0%		DV防止のための啓発を図り、80%の人がDVを「言葉も内容も知っている」という状態に向上させることを目標とする。	あらゆる機会や媒体を通じて、DV防止のための啓発を図る。
		19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	28.9%	30.6%	28.7%	35.9%	42.0%	市民意識アンケート（介護保険課）	丹波市総合計画の目標値	生活課題を相談しあえる「支えあい推進会議」の設置や活動を地域支えあい推進員と共に進めていく。
		20	子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	13.9%	9.8%	16.9%	50.0% (R 7年度)	健康課調べ	健康たんば21の目標値	丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中で受診勧奨する。
		21	乳がん検診受診率（40～69才までを対象）	14.4%	18.8%	12.2%	20.6%	60.0% (R 7年度)			丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中で受診勧奨する。ジャパンマンモグラフィサンデーに参加し、日曜日に乳がん検診を実施し、平日受診できない方への対応を実施する。
		22	女性消防団員数	10人 (H29年度)	11人	11人	12人	15人	くらしの安全課調べ	定数20名を最終目標に、3年後には15名の団員を確保する。	市内の事業所へ募ったり、女性消防団員の活動内容等を広報紙等で紹介して新規女性消防団員の確保に努める。

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値目標を記載している。それぞれの計画の見直しに併せて、数値目標を改定する。数値目標を改定した場合は、改定後の数値目標を記載した。

※「女性の活躍推進に関する協定締結事業所数」の計画策定時の値（H29年度）について、計画書では「10事業所」と記載していたが、「17事業所」であったことが判明し、訂正する。

※R 1年度・2年度の実績値のうち、「参考値」の表記は、R 1年度・2年度の実績値を得た調査（市民意識アンケート、生涯学習に関するアンケート）は、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R 1年度・2年度の実績値を「参考値」としている。（6頁参照）

4 自己評価一覧(体系別による施策数)

基本目標	基本方針	推進項目	施策数	R3担当課数	H30 評価別実施数				R1 評価別施策数				R2 評価別施策数				R3 評価別施策数				
					A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	① 意識改革のための広報・啓発の推進	2	2		2			2				2				2				
		② 男女共同参画に関する情報提供の充実	1	2		2			1	1			1	1			1	1			
		③ 固定的性別役割分担意識の解消	2	2	1		1		1	1			1		1		1	1			
		④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援（※注1）	2	3		3	4	1			3			3					3		
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① 男女共同参画に関する教育の充実	2	2	1	1				2				2			1	1			
		② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1	1		1				1				1				1			
		③ 教職員に対する研修の充実	1	1		1				1				1				1			
	(3) 推進体制の整備	① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定	2	2	1	1				2				2				2			
		② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備	1	1	1					1				1				1			
	2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進	① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	5	6	1	3	1	1	1	3	2		1	3	2		1	3	2	
② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進			2	2		1		1	1	1			2				1	1			
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進		① 審議会等委員への女性の積極的登用	2	3		1		2		1	1	1		1	1	1		1		2	
		② 市役所管理職への女性職員の登用促進	2	2		1	1			2				1		1		1	1		
		③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進	1	2		1		1		1	1			1	1			1	1		
(3) 女性の能力発揮に対する支援		① 継続就業・再就業・起業に対する支援	6	7	3	2	1	1	4	1	2		3	2	2		3	1	3		
		② 女性リーダーの育成	2	3	1		1	1		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
		③ 女性のネットワークづくりへの支援	1	1		1				1				1				1			
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進		① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり	1	2		2				2				2				1	1		
		② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援	5	5	3	2				1	4			1	4			3	2		
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり		(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進	2	4		2		2		4			1	3			1	3		
			② 男性の家事・育児・介護への参画促進	3	5	1	2	1	1	1	3		1	2	2	1		2	3		
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進	2	3		1	1	1		1	1	1		1	2			1	2		
		② 多様な働き方に対する支援	2	2		1		1	1		1			1		1			1		
		③ 子育て・介護支援の充実	9	9	8	1				9				9				8	1		
	4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶	① DV対策の推進	6	6	2	4			4	2			4	2			4	2		
② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進			1	1		1				1				1				1			
③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進			4	4	2	2			2	2			2	2			2	2			
(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備		① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり	7	7	2	5			2	5			1	6			1	6			
		② ひとり親家庭等への支援の充実	9	9	5	4			6	3			6	3			7	2			
		③ 各種相談体制の充実(※注2)	6	5	1	3	2		1	4	1		1	4			1	4			
		④ 性的マイノリティに関する理解の促進	4	4		4			2	2			1	3			2	2			
(3) 生涯にわたる健康づくり支援		① 男女の心身の健康保持・増進への支援	1	1		1				1				1				1			
		② 妊娠・出産等に関する支援の充実	1	1		1				1				1				1			
(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進		① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	7	7	1	2	3	1	1	3	2	1	1	1	3	2	1		4	2	
合 計			105	117	35	58	16	14	43	55	15	5	44	50	18	5	47	46	19	5	

【評価】 A：実施済みで十分に成果を上げている。 B：実施済みである程度成果を上げている。
C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D：未着手又は実施が困難な状況であった。

※注1： 推進項目「自治会男女共同参画推進員の活動支援」の担当課数は、H30年度は「8」であったが、業務集約により、R1年度以降「3」となった。

※注2： 推進項目「各種相談体制の充実」の担当課数は、R1年度は「6」であったが、事業廃止により、R2年度から「5」となった。

第2部 施策の実施状況

施策の実施状況

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

■基本方針（1） 男女共同参画に対する意識の定着

▲推進項目① 意識改革のための広報・啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	あらゆる機会を通じた意識啓発	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	人権啓発センター	各種運動週間に合わせ、重点的に広報を行った。 ・男女共同参画週間（6/23-29） パネルや図書等の展示 ・女性に対する暴力をなくす運動推進期間（11/12-25） パープルリボンの配布、資料展示、 パープルライトアップ（丹波ゆめタウン） ・国際女性デー（3/8） パネルや図書等の展示	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	A	A	A	理解促進のため、あらゆる機会を通じ引き続き啓発する。
2	男女共同参画に関する情報紙や広報紙等による啓発	広報紙やホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図るとともに、情報紙を作成します。	人権啓発センター	「男女共同参画センターだより」を発行した。 ・vol. 6（5月発行）2,000部 ・vol. 7（9月発行）2,000部 ・vol. 8（1月発行）2,000部 広報紙やウェブサイト・SNS、防災無線、FMラジオ等を活用し、随時情報を発信した。 ・広報紙掲載 12回（令和2年度：10回） ・FMラジオ放送2回（令和2年度：4回）	多くの媒体により啓発を行った。	B	A	A	A	男女共同参画センターの認知度を高め、利用促進につながるよう広報に努める。センターだよりは、身近で具体的な内容を提供するなど、分かりやすい紙面となるよう工夫し充実を図る。

▲推進項目② 男女共同参画に関する情報提供の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行うとともに、情報提供を行います。	男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行うとともに、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画に関する図書を備え、閲覧・貸出できるよう整えた。また所蔵図書について広報する「図書コーナーからのお知らせ」を6回発行した。 ・蔵書数（令和4年3月末）518冊 男女共同参画に関する雑誌・行政資料なども配架した。 また、引き続きコモレー丹波の森内に丹波市男女共同参画情報コーナーを設置し、市民に情報提供を行った。 さらには、国際女性デーにあわせ、男女共同参画にかかる絵本を市図書館から借り受け特別展示を行った。	話題書だけでなく、女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など、一般図書館とは異なる視点で選書を行った。利用登録者数77人、貸出冊数250冊と情報提供を図ることができた。	B	A	A	A	引き続き、蔵書・資料の充実に努めるとともに「図書コーナーからのお知らせ」の発行や、男女共同参画を身近に感じてもらうためテーマに沿った図書を展示する企画展示を行い、さらなる利用増加を図る。
			中央図書館	・男女共同参画に関わる図書を購入し資料の充実を図り、市民に新しい情報の提供を行った。 ・男女共同参画週間にあわせ、館内に関連資料を集めた特集コーナーを設置し、積極的な資料提供を行った。 ・丹波市男女共同参画センターへ資料の貸出しを行い連携を図った。	資料の充実を図り、特集コーナーの設置等を通し、市民に新しい情報を提供した。	B	B	B	B	・男女共同参画週間にあわせ、館内に資料を集めた特集コーナーを設置し、積極的な資料提供を行う。 ・図書館資料検索サイトの情報発信について定期的な更新を行い、最新の情報を提供する。

▲推進項目③ 固定的性別役割分担意識の解消

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	男女共同参画講演会や講座等の開催	固定的性別役割分担意識の解消や、しきたり、慣行に対する意識改革を進めるため、男女共同参画講演会や講座等を開催します。	人権啓発センター	講演会の開催 ・男女共同参画講演会：参加者73人 講座等の開催 ・男女共同参画基礎講座 第1回「まわしよみ新聞」：参加者7名 第2回「防災」：参加者7名 第3回「DV」：参加者7名 第4回「性的マイノリティ」：参加者13名 第5回「家庭の性教育」：参加者7名	参加者から概ね高い満足度が得られた（アンケート結果より）	A	A	A	A	アンケート結果や統計データにより、市民のニーズを予測・把握して講演会や講座等を企画・開催する。
2	地域や職場における男女共同参画についての学習機会の提供	地域や職場における男女共同参画研修会の開催を支援し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対し補助金を交付し、研修会等の開催に支援を行った。 ・補助金交付団体数：11団体（令和2年度：5団体）	新型コロナウイルスの影響で自治会活動が制限されているところがあるものの、補助金を活用し新たに取組を行った団体があった。	C	B	C	B	引き続き補助金制度や講師派遣制度の周知を図る。

▲推進項目④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	自治会における男女共同参画の取組支援	自治会男女共同参画推進員研修会の内容の充実を図るとともに、活動事例の紹介や情報提供を行います。	人権啓発センター	推進員の役割や地域での推進方法、男女共同参画の基本的な知識を学ぶ男女共同参画推進員研修会を行った。また、推進員に男女共同参画活動等事例パンフを配布した。また、学習教材（DVD、防災ゲーム「クロスロード」）の貸出をおこなった。 ・男女共同参画推進員研修会（4回）参加者 82名 ・男女共同参画推進員設置自治会 279自治会、設置率93.6%、392人 [R2年度：279自治会、設置率93.3%、383人] ・男女共同参画に関する取組を行った自治会数：26自治会、実施率 13% [R2年度：19自治会、実施率6.4%]	設置率は引き続き高水準となったが、新型コロナウイルスの影響で男女共同参画に関する取組を行った自治会は減少した。	C	C	C	C	実施率は、数値目標（60%）未達成となった。「地域で男女共同参画をどのように進めてよいかわからない」という悩みが寄せられていることから、引き続き推進員の役割の説明や取組事例の紹介、学習機会の提供を行う。 また、地域活動を支援するメニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し推進員との連携を図る。
		自治会が取り組む男女共同参画の啓発、学習、活動に対して、補助金を交付するとともに、講師の紹介や学習資料を提供します。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対して補助金を交付するとともに、補助金利用マニュアルやQ&Aを配布し制度の周知に努めた。 ・補助金交付団体数：11団体（令和2年度：5団体）	新型コロナウイルスの影響で自治会活動が制限されているところがあるものの、補助金を活用し新たに取組を行った団体があった。	C	C	C	C	地域等における活動が十分進んでいるとは言えない。（理由：進め方がわからない、日程確保が難しい、参加者が少ない等。）地域活動を支援するメニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し推進員との連携を図る。
			市民活動課（R 2より業務集約）	・住民人権学習会を開催した164自治会のうち、男女共同参画をテーマとして実施した自治会は2自治会で、約1.2%の実施率であった。 ・住民人権学習会への女性の参加数は、男性の半数以下であった。参加者数4,642のうち、男性2,191人、女性1,103人、不明1,348人	新型コロナウイルス感染症対策のため、学習会を実施した自治会が昨年度より減少している。また、コロナ差別をテーマとして取り上げる自治会が67.9%であった。	柏原支所 B 米上支所 B 青垣支所 D 春日支所 B 山南支所 C 市島支所 C	C	C	C	・市が提示したテーマに基づき、人権学習会が計画され、実施される傾向があるため、男女共同参画に関する学習の情報提供を行う。 ・人権学習会は、戸主を対象とした常会などの機会に実施されることが多いことから、男性の参加が多い。女性参加率を上げるために全自治会員が参加可能な機会を設けていただくよう働きかける。

■基本方針（2） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

▲推進項目① 男女共同参画に関する教育の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	道徳教育・人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	「特別の教科 道徳」の時間に、兵庫版道徳副読本を小学校22校（51教材）、中学校7校（19教材）で活用し、お互いを認め合い、一人ひとりの個性を尊重する気持ちを養う教育の推進を図った。	授業後の振り返りを充実させることで、男女関係なく相手の立場に立って考え、お互いを認め合うことの大切さについて考える機会となった。	B	B	B	B	男女の違いに関わらず、お互いに協力し、認め合い、ともに伸びていこうとする態度を育成することが大切である。生活している中で、男女の平等について敏感に感じ取れる感性を養い、男女共同参画の視点に立った授業づくりが必要である。
2	男女共同参画の視点に立った学校運営	性別にかかわらず、幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課	管理職登用促進のスクールリーダー研修会を、年間3回実施した。R4年度登用管理職選考試験受験者に占める女性の割合：15.8%（R3年度：17.4%） 次期管理職をめざすR4年度登用主幹教諭選考試験受験者の女性の割合：66.7%（R3年度：47.0%）	R3年度において、女性管理職の数は横ばいである。 女性のR4年度主幹教諭登用試験受験者及びR3年度登用者の割合が増加した。	A	B	B	A	丹波市における女性管理職の割合に目立った増加はない。しかしながら、次期管理職候補である主幹教諭登用試験受験者の女性が占める割合は増加傾向にあり、芽は育ちつつあると考えられる。引き続き、女性の積極的な管理職登用に向けた育成を推進する。

▲推進項目② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	道徳、トライやる・ウィーク、進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィークは、コロナ禍のため3日間の事業所での体験活動と2日間の学校独自の取組を実施した。体験する事業所については、生徒自身が自由に選択することができるよう各校で工夫することができた。 進路選択にあたっては、丹波市進路説明会やオープンハイスクール等に参加し、生徒自身で情報を収集することで、自身の適性に応じた進路選択を行うことができた。	トライやる・ウィークでは、コロナ禍での活動ではあったが、体験活動を通して自身の将来を考える機会となった。 自らの適性を考え参加したオープンハイスクール等からの情報から進路選択をすることができた。	B	B	B	B	トライやる・ウィーク、進路選択において自らの適性を考え、個性と能力に応じた選択が可能となるように事業所開拓を積極的に行うようにする。また、豊富な情報から自ら取捨選択できるように事前事後指導の充実を図る。

▲推進項目③ 教職員に対する研修の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	教職員研修等の充実	共生社会の実現に向けて、人権課題をテーマにした研修を行い、指導に役立つ知見を得る機会とします。また、教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	コロナの状況により、急ぎょオンライン開催となったが、同和教育を柱とした研修会を実施した。教職3年以内の教職員を中心に52名の参加があった。 教職員の働き方改革に伴う見直しについては、各校で行事や事業の実施について検討し、男女を問わず、それぞれの視点から意見集約を行い、行事・事業の精選に繋がった。	人権に伴う研修参加者全員が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた。」と回答した。 体育祭や文化祭、音楽会等の行事において内容を見直すことで、開催期間を短縮するなど業務改善につなげた。	B	B	B	B	若手教職員及び希望者を対象とする同和教育を柱とした人権教育研修会を今後も継続して実施する。実践豊富な講師による講義やグループ協議を取り入れ、教職員の実践力や専門性の向上を図る。 教職員の働き方改革については、すべての教職員の視点に立った改善が図られるように取り組む。

■基本方針（3） 推進体制の整備

▲推進項目① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	男女共同参画を推進するための条例の制定	男女共同参画社会づくりの推進に向けた市の姿勢を示し、市民、事業者、団体、行政の協働による男女共同参画を推進するための条例を制定します。	人権啓発センター	平成31年4月1日に丹波市男女共同参画推進条例を施行した。	条例内容を紹介するリーフレットを作成、周知を図った。	A	A	A	A	引き続き、あらゆる機会を通じ本条例について広く周知を図る。
2	男女共同参画を推進する庁内推進体制の整備	丹波市男女共同参画推進本部会議を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組めます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。	人権啓発センター	第3次計画に基づく令和2年度各施策の進捗状況及び自己評価について、丹波市男女共同参画推進本部会議において検証し「令和2年度年次報告書」としてとりまとめ、その内容を丹波市男女共同参画審議会へ報告・意見聴取し、公表した。	条例に基づき施策の実施状況をとりまとめた年次報告書を作成し、公表した。	B	A	A	A	引き続き、施策の実施状況を調査・検証し、また審議会から意見聴取を行い、次年度へ繋げていく。

▲推進項目② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	男女共同参画を推進する拠点施設の整備と利用促進	男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる男女共同参画センターを整備し、相談や情報提供、交流などにより、男女共同参画の具体的な取組を進めます。	人権啓発センター	令和元年10月に男女共同参画社会を実現するための活動拠点として、男女共同参画センターを開設した。 ・「きてみて☆市民プラザ」を実施した。 第1回「よみきかせ」参加者8組 第2回「離乳食」参加者3名 第3回「介護入門」参加者4名 男女共同参画センター来館者数 410名 市民プラザ全体の来館者数 11279名 [令和2年度 男女共同参画センター来館者数543名 市民プラザ全体の来館者数 9,099名]	来館者数は伸びなかったものの、相談業務や少人数の講座など感染症対策を講じた上で利用促進を図った。	A	A	A	A	引き続きセンターの役割や機能について積極的に情報発信するとともに、アンケートや統計データ、インタビュー等により市民や事業者等のニーズを予測・把握し、企画の「意図」「目的」を明確にしたセンター事業に取り組み、利用促進を図る。

施策の実施状況

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

■基本方針（1）働く場における男女共同参画の推進

▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトで随時情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、求職情報などの提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	C	今後も定期的な情報提供を行う。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	入札参加資格者審査における「男女共同参画」加点制度の導入検討	建設工事入札参加資格者審査の主観数値に係る項目に「男女共同参画の推進」を設け、男女共同参画を進める事業所を支援します。	入札検査室	丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領において、「男女共同参画社会づくり制度」の規定を設けて、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請時に主観的事項の数値を格付等級に反映させている。	入札等参加資格審査申請の際に、制度に取り組んだ事業者の主観点数を加点することで、男女共同参画への推進を図った。令和3年度の実績として、115件の事業所の取組があった。	B	B	B	B	令和5～6年度一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請においても、引き続き制度の周知徹底を行い、男女共同参加の推進を図る。
3	女性の職業生活における活躍支援	女性の職業生活における活躍の推進に関する協定締結事業所が行う販売促進、事業規模拡大、従業員の福利厚生に寄与する設備投資に係る経費の一部を補助します。	商工振興課	「女性の職業生活における活躍の推進に関する協定」を市と締結した事業所は、6社であった。	R 3 年度末における協定事業所は、累計58社となっており毎年増加している。	B	B	B	B	育児休暇、介護休暇取得時に給付される国の両立支援助成金に対する上乗せ補助を行うことで、女性の活躍推進に加え、仕事と家庭生活の両立を推進し、働きやすい労働環境整備に取り組む。なお、女性活躍推進設備投資補助金は令和3年度で発展的に終了となった。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。	商工振興課	2社の制度活用があった。	僅かながらも制度を活用する事業所が増加している。	C	C	C	C	今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。
		女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習をはじめ、従業員の技術、能力の向上を図ります。また、メンタルヘルス研修会やモチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	商工振興課	市内事業所における従業員の雇用安定に向けた支援において以下のとおり活用があった。 女性従業員対象教育訓練受講者数：70人 従業員対象教育訓練受講者数：344人 社内研修：8事業所	人材確保が困難になってきている現在、従業員のスキルアップやモチベーションの維持は重要であり、有効に活用されている。	A	A	A	A	引き続き市内事業所の人材確保、育成の一環として同制度の活用促進を図る。

▲推進項目② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	女性が働きやすい環境づくりの推進	農林業や商工業等の自営業に携わる女性 がその能力を発揮することができるよう、働きやすい環境づくりを支援します。	人権啓発センター	起業や継続雇用など働き方について相談する「チャレンジ相談」を開催した。(7/10、11/19、3/10) 参加者各3名(定員各3名) 市内で活躍する先輩女性から直接お話を聞き、自分らしい人生やキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回開催した。 (6/13)参加者 会場7名(定員10名) オンライン1名(定員5名) (11/13)参加者 会場13名(定員15名) オンライン1名(定員5名) (2/26)参加者 会場13名(定員10名) オンライン5名(定員5名)	アンケート結果から高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供できた。	D	B	A	A	県や関係課との連携により「チャレンジ相談」「たんばの女性☆応援カフェ」などを開催し、女性の働き方支援を図る。
2	女性農業者等の活動支援	丹波市農村女性組織連絡会等と連携し、若手女性農業者や新規就農者に対する情報交換会等を行い、経営への参画促進や女性農業者の育成など女性農業者の活躍を支援します。	農林振興課	女性農業者を繋ぐ「丹波 根っこの会」の活動を通じて、会員相互の交流や女性農業者の資質向上に取り組んだ。 ・活動内容 インボイス制度研修会の実施 SNSを活用した会員同士の情報交換	コロナウイルスの影響を受け、定例会の開催等が減少し、活動が制限されたが、研修会の実施など活動の定着に向けた取組を図った。	B	A	A	B	引き続き、女性農業者組織が安定的に活動できるよう支援し、「丹波 根っこの会」の活動を通じて、多様な「農」に関わる女性農業者の育成を図り、農業を次世代に繋ぐ取組を推進する。

■基本方針(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

▲推進項目① 審議会等委員への女性の積極的登用

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	審議会等委員への女性登用の促進	審議会等の委員への女性登用を積極的に推進するとともに、女性委員のいない審議会等を解消し、2022年度までに女性委員の登用率を35%にします。	人権啓発センター	「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき女性の登用を推進した。 登用率：H30 24.9% R 1 25.7% R 2 27.0% R 3 28.5% 女性委員のいない審議会等 H30 17機関(全体 74機関) R 1 20機関(全体 88機関) R 2 20機関(全体 84機関) R 3 15機関(全体 73機関)	委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、制度資料を全庁送付した。 登用率は1.5%上昇した。 女性委員のいない審議会が残っている状況である。	B	B	B	B	引き続き、全庁的に目標値および女性委員の登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、女性委員のいない審議会の解消と、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
2	農業委員会委員への女性登用の促進	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農林振興課	農業委員任期：R2年7月～R5年6月(3年間) 委員24名中女性委員1名	任期期間であり状況変化なし	D	C	C	D	女性農業者組織の支援を通じて、農業委員会の役割や女性農業委員の活動を周知するとともに、関係機関等と連携しながら次期農業委員会委員の改選に向け、女性農業委員の応募に繋がるよう参加意欲を高めていく。
			農業委員会事務局	農業委員任期：R2年7月～R5年6月(3年間) 委員24人中女性委員1人	任期期間であり状況変化なし	D	D	D	D	各農業委員の担当地域が広大な中で、農地法等による許可事務の適正な執行が主な業務であり、精神的負担が大きいことが、女性からの応募の少ない主な要因と考える。 次回の委員募集時には、困難な案件は複数の委員で対応していることなどをPRします。次期委員改選(R5年度)までには女性委員の選出ができるように関係機関との調整を行う。

▲推進項目② 市役所管理職への女性職員の登用促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮し、管理職昇任試験への積極的なチャレンジを促し、2022年度までに女性管理職の登用率15.3%を目指します。また、昇任への不安を払拭するため、昇任した管理職への指導、助言体制を確立します。	職員課	女性管理職登用率 目標14.9%／実績12.4%(▲2.5%) 女性監督職登用率 目標14.8%／実績11.6%(▲3.2%) 昇任試験受験者 管理職試験 R3:2人→R4:3人 係長職試験 R3:1人→R4:1人 P C画面ロックシステムの導入による深夜勤務の制限やノー残業デーの推奨。また、テレワーク（在宅勤務）の試行や年休の取得推奨によりワーク・ライフ・バランスの促進を図るなど、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。	目標登用率は達成できなかったものの女性職員の昇任試験の受験者の増を図ることができた。	C	B	B	C	・R 3 年の計画改訂でR 6 の目標値のみを設定し達成のための取組を進めている。 ・女性職員の状況や意欲と能力の把握に努め、その能力を十分に発揮できるよう適材適所の人事配置を行い、女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮し昇任への不安を払拭するための取組を進める。
2	女性職員の能力発揮と意識向上への支援	女性リーダー研修等への派遣や「たんば職員チャレンジ・プログラム」等の実施により、女性の能力発揮と意識向上を促進します。	職員課	兵庫県主催 女性リーダー育成研修への職員派遣（1 人受講）	受講者の知識の習得、スキルアップに繋がっている。	B	B	D	B	女性ステップアップ研修など女性リーダーに期待される役割を理解することにより、管理職になるためのモチベーションの向上や働き続けることへの意欲を向上させる研修を実施し、引き続き女性活躍推進に向けて意識啓発と実践の機会となる研修への派遣を行う。

▲推進項目③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	関係団体と連携した啓発の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画に関する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	C	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体など、あらゆる機会を利用して周知を図った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。

■基本方針（3） 女性の能力発揮に対する支援

▲推進項目① 継続就業・再就業・起業に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですべて随時情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」を市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	C	C	C	引き続き、関連機関と連携し情報提供に努める。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて市広報紙やホームページなどで周知活動を行った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。【再掲】	商工振興課	2社の制度活用があった。	僅かながらも制度を活用する事業所が増加している。	C	C	C	C	今後更なる啓発活動に取り組み、意識の向上につなげる。
2	女性の就業に関する学習機会の提供	女性の就業支援のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、継続就業、再就業、起業等に必要な知識や技能を修得するためのセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方セミナー」を1回実施した。（第3回チャレンジ相談を除き、いずれも兵庫県男女共同参画センターと連携） ・チャレンジ相談(7/10、11/19、3/10) 参加者各3名（定員各3名） ・働き方セミナー（10/15） 参加者12名（定員15名）	アンケート結果から高い満足度が得られた。起業や再就職、就業継続を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供することができた。	A	A	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
3	福祉分野における女性有資格者の活躍支援	出産、子育て、介護等家庭の事情により離職中の女性有資格者を応援するため、女性有資格者福祉人材バンクが就職支援を行います。また、女性有資格者福祉人材バンクを通じて就職が決定した時に、就労準備のため費用を補助します。	社会福祉課	就職面接会（社会福祉法人就職フェア）において制度の周知を行うとともに、人材バンクへの登録を推進した。 ・就職面接会への参加回数 1回 ・就労補助金支給 0名	就職面接会の場において、補助金制度の説明等を行ったが、結果的に、補助金交付対象者は0件であった。	B	A	B	C	「福祉人材バンク」は、現状として機能していない状況にあるため、令和4年度以降、そのあり方について、商工振興課等庁内関係課と協議調整していく必要がある。 また、補助金制度については、過去からの実績を踏まえ、現行対象者も対象としながら要件を緩和し引き続き実施していく。
4	就職を希望する女性への情報提供と就業支援	丹(まごころ)ワークサポートたんばにおいて、あらゆる就職希望者に対し相談やセミナー、情報提供など、ワンストップサービスで支援します。	商工振興課	平成30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基に、ハローワーク職員が子育て学習センターに出向き、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を21回（各地域）実施した。	30～40代の23名の利用があった。	A	A	A	A	子育て学習センターを利用しながら復職に向けた相談ができることから利用しやすい場になっている。しかし、子育て学習センターを利用しない市民もいるため、認定こども園でハローワーキングが開催できないか検討する。
5	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する女性に対して、店舗改装や設備等の初期投資費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「たんばチャレンジカフェ」において、起業や第二創業に向けたセミナーの開催、専門家による相談、アドバイスの実施や起業後のフォローアップを行います。	商工振興課	Bizステーションたんばを活用した起業家24件のうち新規起業家支援事業を活用した起業家：3件 Bizステーションたんば相談件数（創業分）：延べ259件	市内で起業をめざす者にとって、有用な機能になっている。	A	A	A	A	引き続き市内で起業をめざす者へのフォローアップ体制を強化し取組を進める。

▲推進項目② 女性リーダーの育成

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	女性リーダー育成のための学習 機会の充実	女性リーダー育成のノウハウや人脈等を 有する民間団体との連携などにより、セ ミナーの開催やロールモデルの紹介など 学習機会を提供し、女性リーダーの育成 に取り組めます。	人権啓発セン ター	再就職や起業、地域活動など新たに何かに チャレンジしようとする女性の悩み相談会 「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方 セミナー」を1回実施した。（第3回チャ レンジ相談を除き、いずれも兵庫県男女共 同参画センターと連携） ・チャレンジ相談 参加者各3名（定員各3名） ・働き方セミナー 参加者12名（定員15名）	アンケート結果から高い 満足度が得られ、起業や 再就職、就業継続等を目 指す女性の不安解消やラ イフキャリアを考える機 会を提供できた。	C	B	B	B	再就職や起業等に対し、一定のニーズがある ことから、引き続き兵庫県男女共同参画セン ターと連携し、セミナーや講座を実施する。
			市民活動課	令和元年度に、男女共同参画センターを設 置したことにより、市民活動課として女性 のみを対象としたリーダー育成のための事 業は実施していない。	—	A	D	D	D	—
2	女性の人材情報の収集と提供	様々な分野で活躍している女性の情報を 収集し、女性人材バンクの整備を進めま す。	人権啓発セン ター	活動団体や人材の情報収集に努め、セン ターだよりで活動情報を広報したり「たん ばの女性☆応援カフェ」のゲストスピー カーとして登壇していただいた。 「男女共同参画センターだより」において 市内の活動事例（どんぐり食堂）を紹介し た。	女性の人材バンク整備に ついては、整備できてい ない。	D	C	C	C	引き続き人材の情報収集に努め、情報発信に 勤める。女性人材バンクについては他自治体 の制度内容について調査する。

▲推進項目③ 女性のネットワークづくりへの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	女性のネットワークづくりの推 進	様々な分野で活躍している女性や女性団 体、グループのネットワークづくりの機 会となるフォーラム等を開催します。	人権啓発セン ター	交流やネットワークづくりの場として、市 内で活躍する先輩女性から直接お話を聞 き、自分らしい人生やキャリアについて考 える「たんばの女性☆応援カフェ」を3回 開催した。 （6/13）参加者 会場7名（定員10名） オンライン1名（定員5名） （11/13）参加者 会場13名（定員15名） オンライン1名（定員5名） （2/26）参加者 会場13名（定員10名） オンライン5名（定員5名）	活躍分野を超えた交流 や、ネットワークづくり の場を提供できた。継続 して開催したことで、参 加者同士のネットワーク が継続されている。	B	B	B	B	引き続き、多様な活動分野や横のつながりを 持つことができるネットワークづくりの機会 を提供する。

■基本方針（4） 地域活動等における男女共同参画の推進

▲推進項目① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	自治会・自治協議会等における女性役員の登用推進	自治会長会等に対して、女性登用に向けた働きかけと情報提供を行います。	人権啓発センター	「男女共同参画センターだより」において市内の取組事例（下町自治会）を紹介した。	市内自治会の活動内容や体制について、情報提供することができた。	B	B	B	B	引き続き学習会等の機会を提供し、女性役員登用に向け働きかける。
			市民活動課	・女性役員の登用実績 自治会（299）のうち、女性役員 会長2人、副会長24人 ※自治協議会は、理事制や部会制など地域によって組織体系が異なるため数値化していない。	・自治会では、女性の自治会参画等の声上がるものの、戸主＝男性の考え方が根強く、積極的な役員登用に至っていない。 ・自治協議会は、会長や部会役員など女性が多く登用されている。	B	B	B	C	・住民ワークショップなどを通じ、多様な主体が参画することの効果や必要性に気づいてもらう取組を行う。

▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評 価				
1	多文化共生社会の実現促進	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、在住外国人が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター	言語の障壁等で生活等に支障をきたしている市内在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳を行い、生活支援を行った。 ・利用者 8 名 また、日常生活における悩みについて通訳者つきで相談することができる「外国人のためのなんでも相談会」を行った。 ・利用者 5 名	外国人にとって安心して暮らすための支援を行った。	A	B	B	B	引き続き丹波市国際交流協会との協働により、在住外国人支援や国際理解、多文化共生を進めていく。
2	市民活動への参画促進	地域の課題解決に向けた取組や地域の活性化につながる取組に対する相談会を開催します。	市民活動課	令和元年度に市民活動支援センターや男女共同参画センターを設置したことに伴い、常時相談できる体制が整ったため相談会は実施していない。 ・市民活動や地域づくりに関する相談件数年間1,177件（コロナ禍により減少）	個別に支援を行い、自ら地域課題解決に向けた取組を行う地域が増えつつある。 ・全住民アンケート、勉強会の実施など	B	B	B	A	・地域住民が自分事として地域づくり活動への参画を促す気づきが必要である。これは性別や年齢、役職に関わらず一人の個を尊重し、多様な主体が参画するということであり、住民アンケートやワークショップなどを通じ、積極的な参画を促す取組を実施する。
3	市民活動の拠点となる施設の設置と利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の拠点となる市民活動支援センター（仮称）を開設し、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課	令和元年度に設置した市民活動支援センターは、専門性や先駆性を持つ事業者に委託し開設した。令和2年度には、市民による中間支援組織を設立し、3年度はその法人に運営を委託した。 ・市民プラザ年間来館者数9,099人（コロナ禍により減少）	各種相談、セミナー、パブリックコメントミーティング、交流会などの実施を通じ、市民参画や市民活動に関する様々な情報発信を行っている。	A	A	A	A	・市民プラザの指定管理者運営（令和4年度～7年度）により、地域で活躍する人材を育成する講座や多様な団体をつなぐ大交流会などを開催し、市民参画によるまちづくりを目指す。

(▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
4	誰もが集う身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	地域の生涯学習や地域づくり活動の拠点となる自治公民館、地域づくり拠点施設を整備することにより、多様な主体が地域づくり活動に参画する機会を促す。 ・自治公民館等整備補助実績 6件 新築2件 改修3件 グラウンド改修1件 ・地域づくり活動拠点整備補助実績 4件 改修4件	新築整備及び大規模修繕に係る補助を行い、自治会や自治協議会の活動の活性化や生涯学習の振興に寄与した。	B	B	B	A	・自治公民館等整備においては、子育て世代の自治会参画を目的とした公園遊具や備品購入にかかる補助金を創設（令和4年度～6年度）し、多様な主体が参画する自治会活動を目指す。 ・自治協議会の拠点施設は、行政財産の払い下げなど古い建物が多いことから、調査業務を市が実施する等検討（令和3年度の方向性で記載）を行ったが、地元負担割合において庁内協議が整っていない。他市における状況も調査し検討する。
5	高齢者の自立、生きがいのづくりの推進	いきいき百歳体操の推進、いきいき百歳体操サポーターポイント制度の実施、また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、掃除、調理、買物などの生活援助を行う有償ボランティア（くらし応援隊）を養成します。生活支援の担い手を増やすとともに、高齢者自身の介護予防を図ります。また、地域社会への貢献を通じて、高齢者自身の役割、生きがいのづくりを推進します。	介護保険課	＜いきいき百歳体操サポーター＞ ・いき百サポーター養成講座（4回コース）受講者12名、うち登録サポーターとして活動している人は3名。全体の登録サポーター70名。うちサポーターポイント制度交付申請者43名。 ・参加者による主体的な運営及び活動継続のためのサポートが主な役割。 ・いき百は175団体で実施（令和3年度末現在） ＜くらし応援隊＞ ・養成講座2コース（4回シリーズ）開催。受講者20名、うち登録者6名。令和4年3月時点の全登録者は49名。コロナウイルス感染拡大の影響が比較的少ない時期に養成講座を開催したが受講者数が伸び悩んだ。利用者数は横ばいながら利用回数は1280件（令和2年度847件）と増加した。	いきいき百歳体操はコロナ禍において令和3年度開始団体が9団体にとどまったもののほとんどの団体で継続実施しており、サポーターの活躍の場となっている。また、くらし応援隊については、人数の増加がみられないものの、継続して地域で互助に取り組む方も一定数おられ、社会参加、地域での活躍につながっている。	B	B	B	B	いきいき百歳体操実施団体はコロナ禍においても広がりをみせた。いきいき百歳体操の取組は参加者の介護予防とともに、欠席者及び参加しない人への気づきにもなっている。そこに参加者やサポーターが声かけ、見守りをされるケースも出てきており、このような地域づくりが継続し、広がっていけるよう支援していく。早くから取り組んでいる団体は体操がマンネリ化してきたとの意見も聞いており、現行の体操に新たな部位の筋肉を使う「いきいき百歳体操プラス」をDVD化し、新たに取り組んでいただくことで継続可能な活動としていきたい。 またくらし応援隊の養成を進めるとともに、くらし応援隊が活躍する場を増やしていくことも必要である。登録人数の少ない地域においては、地域及び圏域を越えた調整を図っていく。また、専門職だけでなく地域全体で高齢者を支えることが、高齢者のいきがいのづくり、地域づくりになることをさらに周知する必要がある。

施策の実施状況

基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

■基本方針（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革

▲推進項目① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報・啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの重要性について周知します。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですべて情報を発信した。 ワーク・ライフ・バランスが上手に取れていると思う市民の割合 「市民意識アンケート」より55% (令和2年度：49.5%)	「ワーク・ライフ・バランスが上手に取れていると思う市民の割合」は高くなっており、意識の高まりや取組が進みつつある。	D	B	A	A	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用して周知を図った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	事業主及び労働者への普及啓発	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進による効果について理解を促し、取り組む事業所の拡大に努めます。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですべて情報を発信するとともに、兵庫県人権啓発協会発行の冊子「きずな」と男女共同参画センターだよりを市内250事業所へ送付し、雇用・労働を中心に、様々なテーマの情報を周知した。また施設内にハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者および事業所へ情報提供することができた。	D	B	B	B	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体や周知の機会を利用して周知を図った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	男性の家事、育児、介護への参画促進のための学習機会の提供	あらゆる世代の男性を対象に、家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や育児、介護に関する学習の機会や情報を提供します。	人権啓発センター	・講演会の開催 仕事・家庭等における男性が抱える生きづらさについて考えることをテーマとした。 （6/26）参加者73名（定員130名） ・講座等の開催 きてみて☆市民プラザ 第1回「よみきかせ」（7/8）参加者8組 第2回「離乳食」（10/7）参加者3名 第3回「介護入門」（11/26）参加者4名 子育て世代の整理収納セミナー（2/25）参加者18名 男女共同基礎講座 第5回「家庭の性教育（3/5）参加者7名	概ね高い満足度が得られた（アンケート結果より）	A	A	A	A	男女共同参画は、男性にとっても重要なもの（男性がより暮らしやすくなるもの）という視点をふまえ、男性の暮らし方・意識改革につながる学習の機会や情報を提供する。
			介護保険課	介護に関心を持つ介護未経験者や介護職に関心のある方の介護分野への参入促進、在宅介護を行っている介護者への支援を行うため、介護入門研修を開催し、男性5名が受講した。	在宅介護の支援につながり、介護職への就職が実現する目途がついた。	C	D	C	B	受講生の一層の確保を進め、福祉人材確保のため、ワークサポートたんばとの一層の連携を図っていく。
			子育て支援課	子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座や研修を数回実施した。 （男性を限定した講座等は実施していない。） 大半が女性の参加者であるが、男性が参加しやすいように内容の工夫を行うことで男性の参加も見受けられるようになってきた。 子育てグループにも男性（父親）構成員や男性を中心としたグループも増えた。	男性の参加は少ないが、参加された方にとっては育児・子育ての意識を高めてもらうことができ、各家庭での子育てへの関わり方について交流できた。	B	B	B	B	子育ては母親のみではなく家族全体、社会全体で子育てを見守り、子どもを育てていく意識の醸成が必要である。男性（父親）のみを対象とした講座の実施もできるように、開催回数や曜日等を検討し男性（父親）が参加しやすい環境を作っていく。
2	男性の家事、育児、介護への参画促進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページなどを活用して、男性の家事や育児、介護への参画促進を図ります。	人権啓発センター	図書・情報コーナーに男性の家事、育児、介護等について考える蔵書を備えた。 また、男性介護者の問題に取り組む専門家による寄稿文を掲載し、市内250事業所に広報した。	情報提供を行った。	D	B	A	A	引き続き、ウェブサイトやセンターだより等を活用し情報提供に努め、取組を進める。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、「ノー残業デー」の実施徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課	積極的な年休取得や夏季休暇の取得、ノー残業デーの推奨により、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。 またテレワーク導入に向けて、試行運用を開始した。	男性職員育児休業取得率8.2% 女性職員育児休業取得率100% 職員一人あたりの時間外勤務実績（月11.4h）対前年+1.00h	B	B	B	B	引き続き「ノー残業デー」の実施徹底と育児休業の取得しやすい職場環境づくりに向けた意識啓発と実践の機会となる研修等を開催する。

■基本方針（2） ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進

▲推進項目① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	育児・介護休業制度の導入促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトですぐに情報を発信した。	市民向け・雇用者向けの啓発は行うことができた。	D	D	C	C	事業者向けの啓発は行っていないため、事業者向け講座の開催を、関連機関との連携もしながら検討する。
			商工振興課	商工会やハローワークと連携し、女性が働きやすい職場づくりの創出に向けて、関係団体の広報媒体などあらゆる機会を利用して周知を図った。	事業者への意識の向上につながった。	B	B	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後もあらゆる媒体・機会を活用して啓発に取り組む。
2	働きやすい職場づくりに取り組む企業の誘致	育児・介護休業制度の整備等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の立地の促進に向けた取組を進めます。	商工振興課	新規企業立地に向けた誘致活動において、女性活躍推進に対する支援制度を紹介した。	特に成果はなかった。	C	C	C	C	引き続き、各支援制度紹介を意識し企業誘致活動に努める。

▲推進項目② 多様な働き方に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	多様な働き方に関する学習機会の提供	子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を3回実施、「働き方セミナー」を1回実施した。（第3回チャレンジ相談を除き、いずれも兵庫県男女共同参画センターと連携） ・チャレンジ相談(7/10、11/19、3/10) 参加者各3名（定員各3名） ・働き方セミナー（10/15） 参加者12名（定員15名）	アンケート結果から高い満足度が得られた。起業や再就職、就業継続を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会を提供することができた。	A	A	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
2	多様で柔軟な働き方が選択できる制度の普及	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組を紹介するなど情報提供を行います。	人権啓発センター	図書・情報コーナーやウェブサイトで、国・県からの情報や新聞記事による時事情報などを随時提供した。	少しずつではあるが、情報提供を進めることができた。	D	C	C	C	市内事業所の取組について、情報収集を進める。

▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	子育てに係る経済的負担の軽減	児童を養育している家庭への生活安定の寄与と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するために児童手当を支給します。	社会福祉課 (旧自立支援課)	中学校卒業までの児童を養育している方への支援（所得制限あり） 定時払：6月、10月、2月 随時払：転出等 支給対象延児童数：81,308名 支給総額：910,745千円	支給対象者への経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		国の示す保育料基準額から、低所得者に軽減を厚くし、全体で5割軽減を実施します。さらに、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持世帯、多子世帯等の軽減を実施します。	子育て支援課	保育料無償化以前は、5割近くの保育料軽減となっていたが、3歳未満児の保育料のみとなり、軽減額としては、国の示す保育料基準額から概ね3割軽減を維持している。 軽減額 66,110,510円 31%軽減 多子世帯等の保育料軽減事業を実施した。 123世帯 9,111,800円補助。 実費徴収に伴う保護者負担を軽減すべく、対象者を低所得世帯まで拡充した。 3,077,950円補助 1566か月対象(2,500円上限/月)×184世帯	更なる子育て支援世帯への負担軽減が図れるよう、制度の拡充を図った。	A	A	A	A	保育料については、3割軽減は継続して実施する。 また、ひとり親世帯や低所得者世帯への負担軽減の充実として、今後も継続して実施する。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	・第8期計画に基づき、事業運営を行っているが、居宅介護支援や訪問系サービスに係る人員不足が続いており、サービス提供にも支障が生じつつある。 ・介護保険給付の適正化に取り組んでおり、ケアマネージャー対象の研修会の開催や住宅改修や福祉用具貸与の実態把握のため、居宅6件の訪問調査を行った。	・人員不足は解消されず一部のサービスは厳しい状況にある。 ・給付適正化の取組はケアマネージャーの意識改革を促している途上にあり、保険給付として不適切な給付の抑制等、保険給付の適正化につながりつつある。	B	A	A	B	・介護サービス提供事業所との意思疎通を図り、部署をまたいだ福祉人材確保の取組を進めていく。 ・住宅改修及び福祉用具貸与の実態把握を定期的に行うとともに、他サービスの給付実績の分析を行い、介護サービス提供事業所への働きかけを行う。
3	多様な保育サービスの充実	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課	各園において、延長保育・一時保育・病児保育・特別支援が必要な児童への加配保育の充実等、実施した。 延長保育(短時間)10園 1,349回(実264人) 延長保育(標準時間)8園1,304回(実152人) 一時預かり保育(一般型)12園実施 636人利用 一時預かり保育(幼稚園型Ⅰ)13園実施 361人利用 一時預かり保育(余裕活用型)1園実施13人利用 病児保育(体調不良時対応型) 認定こども園13園 2,156人利用 病児保育(病後児対応型)1施設 0人利用	新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、感染予防を徹底し、保育の継続実施及び、保育サービスの充実が図れた。 今年度は、認定こども園全園において、病児保育(体調不良児対応型)が実施できた。	A	A	A	A	特別な支援が必要な園児が増加している現状から、障がい児保育に対する補助の在り方を関係課連携しながら、継続して協議する必要がある。
		保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、アフタースクール事業を実施します。	子育て支援課	市内23か所において平日は13時～18時、長期休業中は8時から18時まで開設した。 また、延長保育として最長19時まで、長期休業中は7時30分から8時までの間も開設した。 ・登録児童数 1,119名 ・延利用者数 147,832名	登録児童数は増加傾向にあり、昨年度に比べ約100名増加した。 新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら通常どおり運営した。	A	A	A	A	アレルギー疾患を持つなど、特別な支援を要する児童の対応やいじめ防止対応等のため、指導員の専門的な知識を高める研修や人材育成が必要となっており、放課後児童支援員認定資格の資格認定等について、積極的に受講を促し、また研修の機会を提供するなど、指導員の資質向上を図る。

(▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
(3)	(多様な保育サービスの充実)	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためにファミリー・サポートセンター事業を実施します。	子育て支援課	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者などを会員として、育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方との相互援助活動を支援し、子育てと仕事の両立を支援した。 ・依頼会員 136名 ・協力会員 82名 ・両方会員 29名	会員登録状況はほぼ横ばいですが、依頼会員が減少傾向にある。	A	A	A	A	P R 不足からか、事業の認知度が低いことが課題となっているため、アフタースクールの入所承諾通知にパンフレットを同封するなどの方策を講じてきた。今後、委託事業者との連携を図り、さらに事業周知に努め会員数の増加に努める。
		児童を養育している家庭の保護者が疾病などの事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護します。	社会福祉課 (旧自立支援課)	子育て家庭ショートステイ事業 利用実績なし	一時的に養育が困難な保護者に対して、養育の負担の軽減に向けて相談したが、利用に至らなかった。	A	A	A	A	委託先である児童養護施設等の入所定員数により緊急時の受け入れが困難になってきている。セーフティネットとして事業を継続し、定員の増加等に向けて施設と協議を行っていく。
		保護者の仕事と子育ての両立に向けた多様で柔軟な保育サービスの実施に対する支援について、調査・研究を行います。	子育て支援課	保護者の仕事と子育ての両立及び、一層の保育サービスの充実を図るため、長年の懸案事項であった病児保育(病後児対応型)の開設をすることが出来た。 1 施設 (令和4年3月開設) 利用実績0人	病後児対応型病児保育の施設開所が出来たことで、働きながら安心して子どもを預けることが出来る施設の充実が図れた。	A	A	A	A	令和4年度は病児保育(病後児対応型)の施設周知を図るとともに、今後は、医療的ケア児の増加に伴う受入れ体制の構築を図る。
4	子育てに係る情報提供と相談機能の充実	地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、教育・保育事業、地域子育て支援事業に関する情報提供や相談業務などの利用者支援事業を実施します。	子育て支援課	市内6センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施している。令和3年度は延べ34,408人の来館があった。 ・自由来館者数 30,032人 ・イベント来館者数 3,143人 ・相談件数 1,233件	子育て中の保護者が自由に集え、繋がれる場を提供、子育てに関する情報交換やお互いに相談しあうことで、孤立せず子育てを楽しめる環境を作り出した。特にコロナ禍においては、外出自粛等の制限があり相談件数も増加した。新型コロナウイルス感染防止対策のため利用制限を継続しながら運営した。	A	A	A	A	子育てを支援していくために、より多くの関係機関と連携し、子育て学習センターに子育て支援情報を集約する体制を構築する必要がある高まってきている。地域の身近な子育て支援拠点として、子育てに関する学習や子育てに関する情報提供、親の主体的な「学び」「育ち」の場を提供するとともに、情報集約を図りより多くの子育て支援関係機関との連携を行っていく。

施策の実施状況

基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

■基本方針（1） あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① DV対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	DVに関する正しい知識の普及啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等において、DVに関する正しい理解を進める広報・啓発を行います。	人権啓発センター	女性に対する暴力をなくす運動推進期間（11/12～25）にパープルリボン運動（11/12～12/25）を実施した。 ・市民プラザ及び本庁の市長応接室にパープルリボンツリー等の設置 ・パープルリボンの配布 ・市の公共施設の女性トイレに「DV相談ナビ」カードを設置 ・パープルライトアップ（丹波ゆめタウン） ・図書企画展示 ・講座の開催（11/28） ・国際交流協会のLINEで外国人へ周知	女性に対する暴力防止について周知する等、意識啓発を図ることができた。	B	A	A	A	令和2年4月に開設された丹波市配偶者暴力相談支援センターと相互に連携・協力し、広報・啓発に取り組む。
2	丹波市DV対策基本計画の推進	「丹波市DV対策基本計画」の推進にあたり、庁内の関係課が連携し各種施策に取り組むとともに、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力して推進します。	配偶者暴力相談支援センター	DV基本計画推進委員会 年1回（10月） DV対策のための庁内連携会議を年2回（9月、2月）開催した。 出席職員数：9月 25人 ：2月 23人 2月には講師を招き、職員を対象にDVに関する研修会を実施した。	庁内連携会議にて、DV対策基本計画の推進について説明を行うとともに、DV被害者支援に対する知識を深めることができた。 DV基本計画推進委員会では、外部委員からの意見を受け、各種施策に取り組むことができた。	A	A	A	A	DV被害者支援のための庁内連携会議を開催し、計画の進捗状況を把握する。また、DV計画推進委員会を開催し、外部委員による意見を参考にDV計画を推進する。
3	DVに関する相談窓口体制の強化	DV被害者の相談窓口として、迅速に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて調整を進めます。	配偶者暴力相談支援センター	令和2年4月から配偶者暴力相談支援センターを開設し、婦人相談員が相談に応じた。 また、センターのリーフレットを作成し、公共施設に配布、設置した。10月にはFM805放送、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間には窓口にて掲示、啓発等を行った。	新規及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。	B	A	A	A	配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口であることを周知する。また、専門職員の資質向上を目指す。
		DV被害者からの相談を含め、警察等と連携し、被害者の安全確保を第一に一時保護等適切な支援を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター	相談件数 23件（うち、警察との連携4件） 一時保護件数0件	相談を受けた中で、生命に危険があったものについては、警察との連携のもと被害者の安全を第一に考え、緊急対応措置を取った。	A	A	A	A	DV被害者の安全を確保するため、関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。

(▲推進項目① DV対策の推進)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
4	学校におけるDV防止の啓発	思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校6校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。	生徒の事後の感想文には、デートDVを初めて知った、自分も相手も大切にしたい等の記載があった。	B	B	B	B	中学3年間のうち一コマのゲストティーチャーであるが、生徒にとってよりよい時間となるよう、内容のブラッシュアップに努めるとともに、学校との連携を図っていく。
		中学生を対象にデートDVについて理解を深める授業を行います。	学校教育課	全中学校が「講演会」または「授業」のどちらかでデートDV学習を行っている。 講演会を実施した学校（7校中5校） 授業を実施した学校（7校中6校） 【R1～R3調査】中学3年生が、中学校の3年間で、デートDVの授業により学習した生徒の割合66.3%	デートDVについて全中学校で取り組んでいる。 授業では、社会科公民分野や保健体育、総合の時間等に内閣府資料、県教委資料等を活用するなど、計画的に取組を進めている学校が多い。	B	B	B	B	情報が簡単に手に入る現代において、正しい理解が必要である。 講演会や集会等だけでなく、男女共同参画社会の実現に向けた人権教育資料やDV防止啓発パンフレット、関連ホームページなど今後の授業に活用できるような資料の周知に努め、より理解が深まるよう取り組む。

▲推進項目② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	各種ハラスメント防止に向けた啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター	・FM805たんばにおいて「職場と人権」をテーマにパワハラの定義や対処法について放送した。 ・「職場と人権」について記事を掲載した啓発冊子「きずな」を市内250事業所へ送付した。 ・職場における人権学習に講師を派遣する制度を活用し、働き方やハラスメント等職場における人権について学んだ事業所が3事業所あった。（令和2年度：2事業所）	ラジオ放送や事業所への広報配布など、幅広く啓発活動を行うことができた。	B	B	A	A	令和2年6月にパワハラ防止法が施行された。大企業に続き、令和4年4月からはパワハラ防止対策が中小企業にも義務化されることから、引き続き、広報紙や他媒体も活用し啓発を行う。

▲推進項目③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課	障がい者虐待の被害者に対し、面談や電話による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じた支援を行った。	障がい者虐待の事案に対して速やかに対応した。	B	B	B	B	障がい者虐待対応について、速やかに事案の確認や以後の対応ができる体制を確保する。
2	高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課	年1回開催をしている虐待対策地域連絡会は感染症対策のため中止した。令和2年度は通報件数39件のうち、虐待認定したものが12件、終結したものが8件であった。令和3年度は通報件数35件のうち、虐待認定が13件、終結9件であり認定件数は前年度を上回った。虐待疑いの判断・対応には詳細な情報収集や分析が求められるため、地域包括支援センターの虐待担当職員の研修を年6回開催し、能力の向上に努めた。	高齢者虐待の対応を通じて、予防の重要性を再認識した。そのことから、虐待対応における課題、重度化の防止を目指して行うべき課題が明らかになった。	B	B	B	B	予防においては通報先の周知でとどまらず、主たる通報者である介護支援専門員等の支援者に、具体的な対応方針の共有や協力いただきたいことを知ってもらうため、研修等を通じて理解を進める。対応が長期化しているケースも多く、対応の根本的な見直しを行いながら、虐待の解消に努める。また、対応する職員の能力向上のため、数年かけて対応力の向上を目指す。令和4年度はアセスメント力の向上と初動期の対応力向上を目指す。
3	児童虐待の防止の推進	家庭児童相談員を設置し、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、育児不安などの身近な子育て相談に対し、個々の子どもや家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	社会福祉課	関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。 ・新規相談件数 77件 ・相談及び関係機関連携延件数 1,492件	新規及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。	A	A	A	A	更に専門性の向上が必要となる。研修に積極的に取り組むとともに、専門職員の配置を継続させ、関係機関との連携と家庭等への援助強化を行う。
		要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関との連携、情報の共有と支援を行います。また、虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。	社会福祉課	2月に実務者会議、随時、ケース会議等を開催し、情報共有と支援を行った。 また、相談機関リーフレット500部、各児童・家庭へのミニカード8,000枚を作成、配布した。11月の児童虐待防止推進月間には、FM805放送、市広報紙掲載、ポスター・チラシ・のぼり旗の掲示を行った。	関係機関との連携強化、児童虐待に対する認知度向上、相談機関の周知が図れた。	A	A	A	A	関係機関に連携の必要性について理解を深めるための働きかけを行うとともに、あらゆる機会に広報・啓発を行う。また、効果的な啓発方法の検討を行う。

■基本方針（2） 誰もが安心して暮らせる環境の整備

■推進項目① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	地域で支える介護支援の充実	地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護だけでなく、高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぐ等の総合相談・支援を行います。	介護保険課	相談件数67件。各ケースについて、月1回ほどのスクリーニング会議を実施し、対応について協議を行い、適切な関係機関につないだり関係機関と一緒に問題解決に向けて取り組んだ。 また、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容の共有、協議を重ねた。相談内容の傾向から地域課題になり得るものを抽出し、地域課題分析会議に繋げた。	65件／67件の問題終結。 残り2件は継続して支援を実施中。各圏域包括と連携を取り、問題解決につなげることができた。	B	B	B	B	個別ケースの対応は随時対応し、支援を行っているが、コロナ禍において中断していた地域課題の抽出・分析から協議を行う地域課題分析会議等の現状確認、整理を行い圏域包括と共有した。 圏域包括の周知がなされていく中で、基幹型としての総合相談の対応件数は減少傾向にあるが、継続して圏域包括と連携し対応を進める。
		認知症高齢者等が所在不明となった場合に、早期発見ＳＯＳシステムにより高齢者等の早期発見を図ります。	介護保険課	高齢者等見守りネットワーク事業について、令和４年度当初に協定締結いただけるよう、新規協力事業所の開拓を行った。 （新規予定：４件） ９月を認知症普及啓発月間と位置づけ、ゆめタウンにご協力をいただき、オレンジライトアップ活動を行った。さらに、９月21（火）と23日（祝）には、ゆめタウンとコモレの店舗前において、チラシと啓発グッズ（除菌ティッシュ）を配布し、のべ560名に認知症についての普及啓発活動を行った。	SOS新規登録 H29→9件 H30→21件 R1→13件 R2→28件 R3→9件	B	B	B	B	普及啓発活動を行う中で、「自分には関係ない」と実際に発言される方もあるため、認知症に関して正しい知識を持っていただけるよう地域や関係機関への普及啓発に努め、相談窓口の普及啓発に努める。 早期の受診勧奨を行い、重症化防止を図ることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人・家族への支援や地域づくり行う。 また、引き続き地域での見守り体制の構築についても図っていく。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	基盤整備の必要性は生じていないものの、介護サービスの適切な提供を図るため、居宅介護支援を行う３事業所を対象に計24件のケアプラン点検行い、半年後を目途にフォローチェックを行った。 外部講師によるケアプラン作成に係る研修会をオンライン開催し、全32事業所中27事業所の参加があった。	ケアプラン点検フォローチェックや研修会の成果は今後のケアプラン作成において、効果は表れる。	B	A	B	B	・ケアプラン点検や定期的なケアマネジャー対象の研修会を開催し、意識改革に努めるとともに、給付実績を基にサービス提供事業所への照会を行い、サービス提供の適正化を図っていく。
		高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、介護保険事業計画に基づき、介護サービスの適正な提供体制のために介護保険事業サービス基盤整備等を行います。	介護保険課	介護サービスの給付実績を踏まえ、新たな基盤整備は行っていない。	特になし	A	A	A	A	第9期計画に向けて、サービス提供に注視し必要に応じて基盤整備を検討していく。
3	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	障がい者施策の円滑かつ着実な推進を図るため、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、進捗状況の管理を行い、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図った。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況の管理を行い、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施した。	B	B	B	B	令和２年度に策定した第6期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画に掲げた目標達成に向け進捗状況の確認や推進を行う。
4	障害者差別解消法の理解・啓発の推進	障害者差別のない社会を目指して、障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めます。	障がい福祉課	障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めた。（ホームページ掲載、パンフレット配布等） 合理的配慮提供支援事業補助（５件）	自治会長会などを通じ、啓発活動を行った。	B	B	B	B	今後も障害者差別解消法の積極的な普及・啓発を行う。
5	手話施策推進方針の推進	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作ることにより、すべての市民が社会参加できる丹波市を目指します。	障がい福祉課	手話への理解啓発のため、手話の動画配信や市広報を通じ、市民周知を行った。	手話動画の配信や市広報への情報掲載、手話教室実施により手話啓発を積極的に行った。	A	B	B	B	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作るため、手話教室の実施やチラシなどによる啓発とともに、身近に感じるき機会として、動画配信を継続して行う。

■推進項目② ひとり親家庭等への支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人への経済的支援として児童扶養手当を支給します。	社会福祉課	児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり） 定時払：奇数月 随時払：偶数月（転出等） 支給延人数：7,843名 支給総額：201,184千円	支給対象者に対し、経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課	県と共同で経済的負担を軽減すべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。 ・受給者数：743名 ・診療件数：7,552件 ・医療給付費：22,215,432円 数値：R 4. 3 末（R3母子医療費振分表、人員報告より）	県基準超過分も市独自の所得基準を設けることにより、より多くのひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう経済的な支援ができた。	A	A	A	A	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。
		経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学校生を対象に奨学金を給付します。	教育総務課	就学援助（当初認定者） 計500人 小学校：準要保護 311人 要保護 5人 中学校：準要保護 184人 奨学金給付 23人	学校との連携により制度周知を徹底し、対象者の支援につながるよう努めた。昨年度と同様、援助が必要な家庭に対し、制度に基づいた支援を実施することができた。	B	A	A	A	ひとり親家庭等、経済的な理由で就学が困難である家庭の負担軽減のため、今後も引き続き支援を実施する。
2	ひとり親家庭の自立・生活支援	母子父子自立支援員による養育費相談、就労支援、福祉資金貸付、生活、教育など生活全般に関する相談を充実します。	社会福祉課	児童扶養手当支給対象者への周知を行った。 延べ相談回数 165件	母子父子自立支援員の配置により、専門的に相談を受けることができた。	A	A	A	A	母子・父子自立支援員を中心に相談業務の安定と充実を図る。
		ひとり親家庭の母又は父が、経済的自立に効果の高い資格を取得するために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金（上限3年）を支給し、生活費の負担を軽減します。	社会福祉課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。 訓練促進給付費支給対象者 2名（看護師2名） 支給総額 2,197,000円	資格取得に向けた経済的支援を行うことができた。	A	A	A	A	より生活の安定に資する資格取得のための生活費の支援であるため、修学にかかる本人の意思と生計を保ちながら継続できる環境等が必要である。ひとり親の安定した就労のために、国の支援策として引き続き取り組む。
		ひとり親家庭の母又は父が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講する場合に、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	社会福祉課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。 訓練給付費支給対象者 2名 支給総額 98,821円	就職に必要な技能の習得に向けた経済的支援を行うことができた。	B	B	B	A	就業のきっかけとして、就労に役立つ資格取得の支援を行っているが、対象となる教育訓練講座が望む職種につながらない場合もある。ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合の費用の軽減を図るため、給付金を支給します。	社会福祉課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行ったが、給付金の支給には至らなかった。（給付実績なし）	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用ができる体制を整えている。	B	B	B	B	ひとり親及びその児童の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		18歳未満の子どもを養育している母子家庭等において、母子ともに自立した生活を送ることが困難な場合、母子生活支援施設への入所により、生活の安定を図るための相談・指導を進め、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課	令和3年度内措置 1世帯3人（年度末措置なし。令和3年12月末退所。）	母子支援施設への措置により適切な支援を行うことで母子ともに生活の安定を図ることができた。	A	A	A	A	母子の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		経済的理由により、入院助産を受けることが困難である妊産婦について、助産施設への入所により、安心・安全な分娩への支援を行います。	社会福祉課	利用実績なし	支援が必要になった際に受け入れができるよう助産施設の確認を行っている。	B	B	B	B	医療保険制度により入院助産を受けることができている。経済的理由により相談があった際には、関係機関と連携し適切な支援を行う。

■推進項目③ 各種相談体制の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	介護に関する相談支援体制の充実	もの忘れ等が気になる方や、介護で悩んでいる家族を対象に、高齢者こころの医療相談を開催します。	介護保険課	実施10回、相談件数19件、36名。新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言発令により6月、8月は開催を中止した。 ・丹波認知症疾患医療センターの専門医と相談員が相談を受けている。ご家族がご本人のことを心配されたり、ケアマネジャーが同伴されて一緒に相談に来られている。また、最近は、ご本人が物忘れを心配されて相談に来られるケースも増えている。専門医療機関の受診前に相談に来られることも多い。	相談日に専門医からの見立てを受けてから専門医療機関で鑑別診断を受けられたり、介護保険の申請につながったりしている。症状に応じた対応の具体的な方法を助言を受けられたり成年後見制度等を紹介されることで将来の生活のイメージができるなど満足度も高い。	B	B	B	B	家族が専門医療機関の受診を勧めても受診が難しい場合などは、相談日に直接専門医に相談ができる場所であり、直接助言を専門医から受けられている。また、ご本人からの相談が増加傾向にあり、もの忘れへの相談が直接医師にできることで安心されており、成果は得られており、今後も継続する。
		認知症の家族を抱え、介護について悩んでいる方を対象に、認知症介護者相談を開催します。	介護保険課	令和元年度末で事業を廃止している。		C	C	－	－	
		認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課	実施8回、合計41名参加。緊急事態宣言発令等のため4月、5月、1月、2月は開催を中止した。 ・介護の経験者や現在介護を行なっている人などが参加されている。認知症当事者が介護サービスを利用されているひと時の時間に、日頃の介護で苦慮していること等を打ち明けることで、明日からの介護に前向きになれたり、介護をしている当事者同士だからこそそ分かち合える時間として心待ちにしている。	月に1回、この場所で開催することを楽しみに介護を続けられたり「ほっと」で得た情報、知識を実践で活かしておられる。ここでは、自分の思いを伝えられ、話すことで共感してもらえる場所となり、明日への励みとなっている。	B	B	B	B	毎回参加される方は、気心が知れているので再開を喜ばれ近況報告もされている。そのメンバーに新しい顔ぶれの方が加わり、介護経験者からアドバイスを受けたり互いの心境などを話せる場所となっている。今後も市内3圏域を輪番で開催し介護者支援を継続する。また、認知症当事者の方は微増しているが、参加者数が横ばいであるため、「ほっと」の内容に盛り込む要素を丹波認知症疾患医療センターと協議していく。
2	高齢者の権利擁護の推進	「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の消費者被害の防止や成年後見など的高齢者の権利擁護に向けて、高齢者権利擁護相談を開催します。	介護保険課	高齢者権利擁護相談を年12回のうち、6回開催（蔓延防止、当日キャンセル等の関係で6回中止）し、延べ16名来所。 令和3年度は相談類型（重複あり）のうち「遺言・相続」に係る相談が4件と一番多く、次いで成年後見制度3件、金銭管理2件の順に多かった。その他家族関係や生活困窮の相談があった。	月に1回の相談日を設けており、法的な専門性のある助言を受けられることから相続やそれに付随する手続きの心配を解消、また判断に対する助言を受け、相談者の安心につながった。	B	B	B	B	権利擁護相談は、毎月実施しているが、予約がない月もある。権利侵害や、相続などの法的な困りごとを抱えた高齢者は多くおられるかと思う。そういった方たちを把握しておられる民生委員やケアマネジャー等への周知、市民への広報の取組が必要と考えている。今後、防災無線による放送や、支援者の会合等で周知を進めていく予定。
3	障がい者相談支援体制の充実	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設するとともに障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課	相談支援事業所を3か所（委託）設置し、一般相談を受けた。 （相談支援事業所） ①医療法人社団 清風会 ②株式会社 ネクステ ③丹波市社会福祉協議会 相談件数739件	障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行い支援に勤めた	A	B	B	B	相談支援事業所の周知をし、相談しやすい環境をつくる。
4	女性のための総合的な相談窓口の設置	女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を行います。また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減のため支援機関の周知に努めます。	人権啓発センター	専門の女性相談員による悩み相談を定期的に実施した。 （1回50分の個人相談、予約制、面接・電話、オンライン） ・相談件数31件	相談も多く寄せられ、適正なアドバイス・支援により悩みの解決となり、相談終了となったケースもあった。	C	A	A	A	引き続き、休日相談日も含め定期的な相談を実施し、女性のエンパワメントを図る。また、関連機関（配偶者暴力相談支援センター、家庭児童相談室、福祉まるごと相談等）との連携もさらに進める。

■推進項目④ 性的マイノリティに関する理解の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	性的マイノリティについて理解を深めるための学習機会の提供	性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。	人権啓発センター	情報コーナーに性的マイノリティに関連する蔵書を備え、2月には理解を深めるための講座を開催した。	蔵書を備え、学習機会を提供するとともに、性的マイノリティをテーマとした講座を開催した。	B	A	B	A	国や他自治体の事例を把握しつつ、引き続き、市民の正しい理解が深まるよう学習機会を提供する。
2	性的マイノリティについて理解を深めるための啓発	広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター	FMラジオにおいて、性的マイノリティへの理解を深める情報を発信した。 ・FMラジオ放送 1回	多様な性について、広く市民に意識啓発を図ることができた。	B	A	A	A	引き続き、あらゆる機会を通じて情報提供を行う。
3	性の多様性の尊重	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。	健康課	市内中学校6校で性教育を実施した際、性的マイノリティについても説明、啓発した。	生徒の事後の感想文には、性的マイノリティについて初めて知った、尊重したい等の記載があった。	B	B	B	B	中学3年間のうちコマのゲストティーチャーであるが、生徒にとってよりよい時間となるよう、内容のブラッシュアップに努めるとともに、学校との連携を図っていく。
		中学校では、性的マイノリティについて理解を深める授業を行います。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。	学校教育課	中学生が性的マイノリティについて学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：86％ 小学生が性的マイノリティについての学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：68％	昨年度と同様に、児童生徒が性的マイノリティについて学習に取り組むことができている。中学校の新制服では選択できるものになっており認識や理解が広がっている。	B	B	B	B	誰もがありのままで受け入れられ、自分らしさを尊重し合えるよう引き続き学習を進めるとともに、教職員への学習資料の周知に努め、性的マイノリティに対する正しい理解を深めることで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組む。

■基本方針（3） 生涯にわたる健康づくり支援

■推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課	こころのケア相談：精神科医による相談 6回/年、実人数12人（のべ26人） こころとからだの電話相談：63件/年 特定健診受診率29.7%、特定保健指導実施率66.5%＜令和2年度＞令和3年度は令和4年11月に確定	職場や家族間での人間関係に悩む若者や支援者の相談が多く支援者と医療機関との連携のきっかけとなった。電話相談は孤独であったり周囲に相談しにくい男性が多かった。コロナ感染拡大予防により精神的に不安になられる人もあるのではないかとされる。また令和2年度の健診受診者については感染防止のため健診を控えた方もあり減少傾向であったが令和3年度については受診勧奨等も実施し少し増えている。	B	B	B	B	こころのケア相談は、日程が決まっているので相談したいときにできないこともあり、直接心療内科等に受診される方もある。しかし本人の症状に対してどう対応すればよいか、家族や支援者の相談も多い。今後も引き続き相談機関の啓発を行っていく必要がある。 健診については令和2年度より健診の申し込み方法が変更になったこともあり受診者数が減少しているので申し込み方法の啓発を行うとともにいろんな機会に健診受診勧奨を実施、また未受診者へ勧奨を行う。ミルネ健診センターで受診された方はその場で保健指導ができるので指導率が増加傾向であり今後も指導率をあげていきたい。

■推進項目② 妊娠・出産等に関する支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	安心して出産・育児ができる環境の整備	子育て世代包括支援センターを核にして、妊娠期から子育て期までの一貫した健康づくりを支援します。	健康課	妊娠届出時には、保健師又は助産師が全数面接し、妊娠期から継続した支援を行えるよう担当保健師名を記載した名刺を手渡ししている。 ・産後ケア事業：宿泊型2人4日、デイサービスタイプ1人1日、乳房ケア型194人（延べ） ・心理士・助産師相談：101人（延べ）	・医療機関と連携し、支援を必要とする家庭に早期に関わることが出来ている。 ・子育ての悩みだけでなく母親本人、家族関係にかかる相談にも対応することが増加した。	B	B	B	B	・支援を必要とする家庭の増加、課題も複雑、多様化している。引き続き、医療機関等関係機関と連携し、柔軟に対応していく。

■基本方針（4） 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
1	地域防犯活動における男女共同参画の推進	防犯協会、少年補導員及び地域防犯グループにおいて、男女共同参画を進め効果的な活動に向けた支援を行います。	くらしの安全課	防犯協会員267名のうち女性会員10名。他の団体については、構成が把握できていない。	特になし	C	C	C	C	防犯活動には危険が伴う固定概念がある。女性の視点を生かした防犯活動への理解を求め、女性委員の推薦について自治会等に協議を願う。
		交通指導員の内、女性指導員の占める割合を増加させ、幼児や高齢者などへ女性目線のきめ細かい交通安全指導を行います。	くらしの安全課	小学校を中心とした交通安全教室を実施するほか、定期的な街頭立番を実施した。女性指導員は、48名中19名と39.5%を占めている。	街頭啓発では、やさしい口調と対応で、子どもや高齢者の交通事故防止に取り組むことができた。	A	A	A	A	関係団体等と協力、連携を深め、事故防止に向けて女性目線での意見を積極的に取り入れる。

(■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進) の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 3 年度		H30	R 1	R 2	R 3	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果					
2	地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、火災予防啓発活動や初期消火訓練を女性の視点に立ち行います。	くらしの安全課	・女性消防団員は現在12名。 ・火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、救急救命講習会やイベント等での広報活動が実施できなかった。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、女性消防分団の広報活動縮小を余儀なくされ、十分な成果が果たせていない。	B	B	C	C	・女性消防団員の活動内容等を再開できる時期になれば積極的に活動したい。 ・新聞掲載や広報紙等による団員募集のほか、事業所訪問、個別勧誘など継続して取り組み、新規女性団員の確保に努める。
		防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課	防災会議は、各関係機関からの推薦を受けた26名で委員構成している。うち、女性委員は、3名である。地域の防災組織において女性の代表はいない状況にある。	特になし。	D	D	D	D	女性委員の防災会議への登用を促進していくなか、地域の防災組織において男女共同参画の視点に立った意見が生まれ、反映されるような防災会議を行う。
		自主防災組織において、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に積極的に取り組みます。	くらしの安全課	防災訓練において、男女共同参画の視点を取り入れ実施している自主防災組織も見受けられる。	自主防災組織が実施する防災訓練には、女性も積極的に参加している。	C	C	C	C	災害時における自助・共助の重要度を理解し、性別に関係なく多くの市民が協力できる体制を構築するため、男性だけでなく女性のリーダーを養成していく。
3	防災・減災に向けたリーダーの育成	県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」に多くの市民の参画を促し、男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。	くらしの安全課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、受講者数が制限された影響もあり、1名の受講にとどまった。	特になし。	C	B	D	D	「ひょうご防災リーダー養成講座」（地域版）が丹波地域で実施されることから、例年以上に自治協・自治会等を通じて幅広い周知を行い、性別を問わず多くの参加者を確保し、学習を通じて多くのリーダーを養成する。
4	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発	地域の生活者の多様なニーズに配慮した避難所運営に向けて、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発に取り組みます。	くらしの安全課	避難所におけるプライバシー確保等を目的としたパーテーションやテントの購入により、良好な環境が整っているが、避難所運営に携わる女性が少ないのが現状である。	防災資機材の有効な活用方法等を防災訓練時に周知した。	B	B	B	C	避難所において良好な生活環境を確保するため、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制の確立、避難所用資機材の更なる充実を図っていく。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

【令和3年度 対応状況】

- ・ 申出件数 0件

第4部 審議会からの意見

箇所	意見（要旨）
基本目標 1	数値目標「男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合」について（4 頁） → 実績値が 13.0%というのは非常に低く、推進員の動きが鈍い。自治会長の影響は大きいので、自治会長へ働きかけるなどして、推進員が動きやすいような雰囲気にしてあげるのが大事ではないか。13.0%という数値を上げていく必要がある。 → 自治会長は任期があり、人によって男女共同参画への理解度が違う。女性が発案・発言をしたらみんなのやり玉にあうというような、封建的な自治会等もある。自治会長会へ働きかけや様々な講座があることを周知していただきたい。 → 男女共同参画推進員に向けてどのような研修をされているか。自治会では人権学習会や様々な行事があるので、「今年は男女共同参画の内容で取り組んでほしい」というように調整をしていかないと、すべて自治会に任せるのでは手が回らない。 → 「男女共同参画センターでの講座には遠くて行けないので、地域でやってほしい」、「地域で女性が活躍してほしいがなかなか進まない」という悩みが、地域を回ると聞こえてくる。そういう声も聴きながら施策を進めていくべきである。 → 推進員になったが何をしたいかわからないというプレッシャーを感じられている。活動事例を資料として示されたら、自分の自治会もできると思われるので、引き続き渡していただきたい。
	自己評価「基本方針（3）推進体制の整備」について（5 頁） → チラシや情報紙を発行したというハード面だけではなく、ソフト面が必要ではないか。住民がしやすい、体系立てた推進体制を作っていく必要がある。評価の仕方にしても、同じ事業について、課が違っていると評価が異なっていたりする。連携をしながら、市役所全体でやっていかないと進まない。
基本目標 2	数値目標「女性の活躍推進に関する協定締結事業所」について（8 頁） → 協定締結事業所が増えていることは良いことである。経費を 1 回補助するのではなく、継続的した支援が欲しい。また、補助金を活用している企業について、男女共同参画センターだよりも掲載すれば、企業の広告になり、メリットだと思う。

基本目標 4	数値目標「DV被害を受けた人のうち相談した人の割合」について（14 頁） → この数値について、15 頁【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】で、指標の面からということに触れられていない。「相談の割合」という解釈が難しいので、被害を受けた人数やその変化を分析すると良いと思う。第4次計画では、被害を自覚している数を指標にするか、あるいはもう少し捉えやすい指標を工夫したほうが良いのではないかな。15 頁の書きぶりも数字を反映してというふうにした方が良いのではないかな。
	基本方針（4）推進項目①「男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進」について（46 頁） → 防災士会は地域防災リーダーの育成をされているからその人たちと連携していくのがどうか。自主防災組織を作る際にはジェンダー平等の視点をいれないといけないので、男女共同参画センターからも出向いてほしい。くらしの安全課や防災士がやっているからいいというわけではなく、連携をとって推進するべきである。



編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター
男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp